

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(1) 井田病院光熱水費未請求等事案に係る再発防止策の再報告について

資料1 市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する検証結果及び再
発防止策

病院局

令和3年3月16日

市立井田病院光熱水費未請求等事案
に関する検証結果及び再発防止策

令和 3 年 1 月（3 月改訂）

川崎市病院局

本書の改訂について

本書は、川崎市病院局内で行った原因究明等の検証作業の結果を踏まえ、令和3年1月に公表いたしました「市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する再発防止策」を改訂したものです。

主な改訂内容は、次のとおりです。

1 表題の見直し

- ・下記項目の見直しを踏まえ本書の表題を「市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する再発防止策」から「市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する検証結果及び再発防止策」に見直しました（下線が変更箇所）。

2 構成の見直し及び記載内容の充実

- ・改訂前の大項目「Ⅰ 本事案の発生を踏まえて」を削除し、新たに「Ⅰ 本事案の概要について」を追加するとともに、同大項目配下に、中項目として「1 概要」及び「2 事実経過」を設け、記載内容の充実を図りました。
- ・改訂前の大項目「Ⅱ 具体的な取組及び再発防止策について」を「Ⅲ 具体的な取組及び再発防止策について」に項番を繰り下げ、同じく改訂前の同大項目配下の中項目「1 法令遵守・リスクマネジメントの強化に向けた取組」を「1 リスクマネジメントの徹底と法令遵守への意識の強化に向けた取組」に修正（下線が変更箇所）し記載内容を見直すとともに、中項目「2 有識者からの意見を踏まえた再防止策等」を「2 個別案件に対する再発防止策」に変更（下線が変更箇所）し、記載内容の見直し及び充実を図りました。
- ・新たに「Ⅱ 検証作業及び結果について」を追加し、本大項目の配下に、中項目として「1 検証体制及び方法等」及び「2 検証結果」を設けました。

はじめに

本市では、高齢化の進展やこれに伴う疾病構造の変化、医療の高度・専門化等へ対応し、市民が必要とする質の高い安全で安心な医療を、安定的かつ継続的に提供していくため、市立3病院が、公共の福祉の増進と経済性の発揮を基本としながら、高度・特殊・急性期医療や救急医療等の提供を行うとともに、地域医療機関との連携を進めるなど、多様化する医療ニーズに対応しています。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応では、昨年2月にクルーズ船の感染患者、また3月初旬に市中感染患者の受入れを開始し、現在におきましても、新型コロナウイルス感染患者の突然爆発的な急増に備えた医療提供体制「神奈川モデル」における高度医療機関又は重点医療機関として、重症患者・中等症患者等の受入れや治療を継続的に行うなど、市立病院としての役割・責務を積極的に果たしているところです。

しかしながら、令和2年第5回川崎市議会定例会の決算審査特別委員会において、市立井田病院内のレストラン事業者に請求すべき光熱水費の一部が、レストランを開設した平成24年度から未請求となっていたこと、またその後の処理・対応状況等について一部不適切な実態があったことなどが議論されました。

これを受け、令和2年10月23日、病院事業管理者から川崎市長宛てに、当該事案に関連した一連の処理及び対応状況等に関わる検証作業を依頼し、12月25日に「市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する意見書」として回答をいただきました。当該意見書においては、法律・財務・行政実務に関する外部有識者の方々から多岐にわたる観点から厳しい御意見をいただき、大変重く受け止めているところです。

今般、病院局内において事案発生の原因究明や再発防止策の検討を行い、外部有識者からいただきました御意見も踏まえ本書をとりまとめました。

今後、同様の事案が発生しないよう、本書でお示しした再発防止策を確実に実施するとともに、法令遵守やリスクマネジメントの徹底など職員の意識改革を進め、病院利用者及び市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

令和3年1月

川崎市病院事業管理者 増田 純一

< 目 次 >

I 本事案の概要について	<u>P. 1</u>
1 概 要	P. 1
(1) 光熱水費の一部未請求について	P. 1
(2) 未検定品の電力量計の使用について	P. 3
(3) 光熱水費の算定誤りについて	P. 4
(4) 事業者との協議について	P. 7
(5) 文書・財務等の事務執行上の取扱いについて	P. 8
(6) 報告・公表等の取扱いについて	P. 9
(7) 議会への対応について	P.10
2 事実経過	P.11
II 検証作業及び結果について	<u>P.16</u>
1 検証体制及び方法等	P.16
2 検証結果	P.16
(1) 外部有識者の意見	P.16
(2) 病院局内における内部検証	P.28
ア 未請求光熱水費の発生防止	P.30
(意見書の論点1、2)	
イ 電力量計等の適切な管理と使用電力等の適切な把握	P.32
(意見書の論点11、12、13)	
ウ 未請求分光熱水費の時効の整理	P.33
(意見書の論点10)	
エ 議会・市民に対する公表の徹底	P.33
(意見書の論点4)	
オ 市長・副市長への報告の徹底	P.34
(意見書の論点3)	
カ 適正な財務処理の徹底	P.34
(意見書の論点5、6)	
キ 行政財産使用許可の適正処理	P.35
(意見書の論点7、8、9)	
ク 適切な事務引継ぎの実施	P.36
ケ 議会の議案調査・事務調査への対応	P.37

Ⅲ 具体的な取組及び再発防止策について P. 38

- 1 リスクマネジメントの徹底と法令遵守への意識の強化に向けた取組 P. 38
 - (1) 組織としてのガバナンスの強化 P. 38
 - (2) 組織内管理体制の強化 P. 38
 - (3) 人材育成の推進 P. 39
- 2 個別案件に対する再発防止策等 P. 39
 - ア 未請求光熱水費の発生防止 P. 39
 - イ 電力量計等の適切な管理と使用電力等の適切な把握 P. 41
 - ウ 未請求分光熱水費の時効の整理 P. 41
 - エ 議会・市民に対する公表の徹底 P. 42
 - オ 市長・副市長への報告の徹底 P. 42
 - カ 適正な財務処理の徹底 P. 42
 - キ 行政財産使用許可の適正処理 P. 43
 - ク 適切な事務引継ぎの実施 P. 44
 - ケ 議会の議案調査・事務調査への対応 P. 44

病院局内の組織名等の表記について

本書においては、対策を講じる組織の役割を明確化するため、大項目「Ⅲ 具体的な取組及び再発防止策について」では、組織名を用いずに次のとおり表記することとします。

- 局の内部統制担当課 … 局内の内部統制を総括する部署（総務部庶務課）
- 局の服務担当課 … 局内の服務管理を所管する部署（総務部庶務課）
- 局の文書担当課 … 局内の文書管理を所管する部署（総務部庶務課）
- 局の経理担当課 … 局内の経理事務を所管する部署（経営企画室）
- 局の管財担当課 … 局内の行政財産使用許可を含む管財業務を所管する部署（経営企画室）
- 局の整備担当課 … 局内の病院施設整備を所管する部署（経営企画室）
- 各病院の行財担当課 … 病院内で行政財産使用許可の実務を担う部署等（各病院庶務課、経営企画室）
- 各病院の施設管理担当課 … 病院内で施設管理の実務を担う部署（各病院庶務課）
- まちづくり局整備担当課 … 病院整備を所管する部署（まちづくり局 ※病院局併任）

I 本事案の概要について

1 概要

市立井田病院光熱水費未請求等事案（以下「本事案」という。）は、平成 29 年度において、市立井田病院内で平成 24 年 5 月の新棟一部開院以降、行政財産の目的外使用許可又は貸付方式により運営する⁽¹⁾ レストラン及び売店事業者から徴収すべき光熱水費の一部が未請求であったこと、⁽²⁾ レストラン及び売店に一部未検定品の電力量計を設置していたこと、⁽³⁾ レストラン、売店及び喫茶店事業者に請求する光熱水費の算定等に誤りがあったこと、などが判明するとともに、その後の⁽⁴⁾ 未請求分光熱水費の徴収等に向けた事業者との協議や⁽⁵⁾ 文書・財務等の事務執行上の取扱いにおいて、不適切ともとれる処理や対応があったこと、⁽⁶⁾ 組織としての報告や公表等の取扱いが適切に行われていなかったことなど、一連の事案を総称するものです。

また、令和 2 年 9 月以降、本事案に関わる令和 2 年市議会定例会の決算審査特別委員会等の⁽⁷⁾ 議会の議案調査及び事務調査において、資料提出の遅延や曖昧な説明など対応が不誠実であったこと、についても御指摘をいただいたところです。

(1) 光熱水費の一部未請求について

<① レストラン及び旧売店事業者への一般動力分の電気料金の未請求>

平成 24 年 5 月以降、レストラン及び売店事業者には、行政財産使用許可の許可条件に基づき、使用実績に応じた電気料金（一般電灯分）及び上下水道料金（給水分）を請求し、お支払いいただいていた。

しかしながら、売店の運営事業者入替えに伴い、平成 29 年 10 月 28 日に売店の旧事業者と新事業者の間において電力量計（一般電灯分）の読み合わせを行った際、新事業者から電力量計（一般動力分）の存否について質問があり、同席していた市立井田病院事務局庶務課（以下「病院庶務課」という。）の管理係職員が調査したところ、地下 1 階電気室内に、レストラン及び売店で使用される一般動力の電力量計を現認するとともに、レストラン及び旧売店事業者に対して、平成 24 年 5 月以降、当該一般動力分に係る電気料金を請求していなかったことが判明しました。

※ レストラン事業者への未請求額 5,206,294 円（後記(3)②への対応含む）

※ 旧売店事業者（～H29.10）への未請求額 1,650,711 円（後記(3)②への対応含む）

※ 新売店事業者（H29.11～）に対する未請求はない。

<② レストラン及び旧売店事業者への給湯分の上下水道料金の未請求>

前記①判明後、行政財産使用許可により設置・運営する全てのテナントについて院内での調査を進める中、平成 30 年 1 月 4 日に、病院庶務課管理係職員からの報告によりレストラン及び売店では給湯を使用しており、温水メーターが整備されていることを確認するとともに、レストラン及び旧売店事業者に対して、平成 24 年 5 月以降、当該給湯分に係る水道料金及び下水道使用料（以下「上下水道料金」という。）を請求していなかったことが判明しました。

- ※ レストラン事業者への未請求額 4,181,361 円
- ※ 旧売店事業者（～H29.10）への未請求額 4,209 円
- ※ 新売店事業者（H29.11～）では、給湯を使用していません。

<③ レストラン事業者への保安電灯・保安動力分の電気料金の未請求>

行政財産使用許可により設置・運営する全てのテナントについて院内での調査を進める中、平成 30 年 3 月 9 日に、レストランでは保安電灯及び保安動力が使用されており、電力量計が地下 1 階電気室内にあることを病院庶務課管理係職員が現認するとともに、レストラン事業者に対して、平成 24 年 5 月以降、当該保安電灯及び保安動力分に係る電気料金を請求していなかったことが判明しました。

- ※ レストラン事業者への未請求額 2,035,478 円

これら（①から③まで）の未請求分光熱水費については、平成 29 年 12 月 26 日以降、順次、レストラン及び旧売店事業者に対し、請求漏れの謝罪と未請求額の支払いを依頼してきました。

その結果、旧売店事業者から、平成 30 年 10 月 25 日に全額（1,657,316 円／後記（3）①の追加請求を含む）が支払われるとともに、レストラン事業者から、未請求額等（11,446,562 円／後記（3）①の追加請求を含む。）を 55 回に分割し、令和元年 6 月 3 日に平成 30 年度の 12 回分（2,497,440 円）を一括で、平成 31 年 4 月分以降は、毎月分割して支払われています。

未請求の額及びその支払い状況は、表 1 のとおりです。

表 1 事業者に対する未請求及び追加請求額について

レストラン事業者 (～H29.10) (H29.11～)	<p>【未請求額・追加請求額合計 11,446,562 円】 (*1)</p> <p>内 訳</p> <p><u>電気料金</u> 合計 7,241,772 円</p> <p>一般動力未請求額 5,206,294 円 [H24.5～H30.3分]</p> <p>保安電灯未請求額 1,439,853 円 [H24.5～H30.3分]</p> <p>保安動力未請求額 595,625 円 [H24.5～H30.3分]</p> <p><u>上下水道料金</u> 合計 4,204,790 円 (*1)</p> <p>給水分追加請求額 23,429 円 [H24.5～H30.3分] (*2)</p> <p>給湯分未請求額 4,181,361 円 [H24.5～H30.3分]</p>	<p>※本書上の 関係項目</p> <p>(1)① (3)②</p> <p>(1)③</p> <p>(1)③</p> <p>(3)①</p> <p>(1)②</p>
旧 売店事業者 (～H29.10)	<p>【未請求額・追加請求額合計 1,657,316 円】</p> <p>内 訳</p> <p><u>電気料金</u> 合計 1,650,711 円</p> <p>一般動力未請求額 1,650,711 円 [H24.5～H29.10]</p> <p><u>上下水道料金</u> 合計 6,605 円</p> <p>給水分追加請求額 2,396 円 [H24.5～H29.10] (*2)</p> <p>給湯分未請求額 4,209 円 [H24.5～H29.10]</p>	<p>※本書上の 関係項目</p> <p>(1)① (3)②</p> <p>(3)①</p> <p>(1)②</p>

新 売店事業者 (H29.11～)	【追加請求額合計 43 円】 内 訳 <u>上下水道料金 合計 43 円</u> 給水分追加請求額 43 円 [H29.11分] (*2)	※本書上の 関係項目 (3)①
	【過大徴収額合計 385,394 円】 内 訳 <u>電気料金 合計 385,394 円</u> 一般動力過大徴収額 385,394 円 [H29.11～H29.12分] (*3)	(3)②
旧 喫茶店事業者 (～H29.9)	【追加請求額合計 40,420 円】 内 訳 <u>上下水道料金 合計 40,420 円</u> 給水分追加請求額 40,420 円 [H24.7～H29.9分] (*2)	※本書上の 関係項目 (3)①
新 喫茶店事業者 (H29.10～)	【追加請求額合計 1,940 円】 内 訳 <u>上下水道料金 合計 1,940 円</u> 給水分追加請求額 1,940 円 [H29.10～H29.11分] (*2)	※本書上の 関係項目 (3)①

(*1)水道使用量の大幅な変動時期を考慮し、平成 26 年度 11 月以前の水道使用量を平成 27～29 年度の 3 か年平均として再積算した金額。再積算前は、それぞれ「合計 14,980,476 円」、「上下水道料金 7,738,704 円」

(*2)排出汚水量減量認定の反映及び使用水量の転記ミス等による修正後の追加請求額

(*3)電気量計設置事業者の合成変成比率の設定誤りにより、5 倍の数値が表示されていたため、過大に徴収した額

(2) 未検定品の電力量計等の使用について

光熱水費の一部未請求が判明したことを受け、行政財産使用許可により設置・運営する全てのテナントについての院内での調査を進める中、平成 29 年 10 月 28 日に新たに現認したレストラン及び売店で使用される一般動力の電力量計、並びに平成 30 年 3 月 9 日に新たに現認したレストランで使用される保安電灯及び保安動力の電力量計については、その調査の際に、いずれも未検定品であることが判明しました。

そのため、平成 30 年 6 月 3 日に、レストラン及び売店の一般動力の電力量計を検定品に交換するとともに、レストランの保安電灯及び保安動力の電力量計（検定品）を別途設置（交換するには院内の電力を停止させる必要があるため、その必要がない別途設置の手法を選択）しました。

なお、本事案とは関係ありませんが、売店の保安電灯及び保安動力の電力量計については、新売店事業者からの求めに応じ、令和元年 11 月に、電力量計（検定品）を新たに設置しました。

また、レストランで使用される給湯の温水メーター [還り] については、令和元年 9 月のメーター交換時に交換することができなかつたため、現在、検定の有効期限切れとなっていますが、使用水量の算定には影響はありません。

表2 テナントの電力量計等一覧

種 類	レストラン	売 店	喫茶店	
電力量計	一般電灯	[竣工時] 未検定品 ⇒H25. 10. 20 検定品に交換	[竣工時] 未検定品 ⇒H25. 10. 20 検定品に交換 ⇒R1. 11. 25 から不使用	[竣工時] 未検定品 ⇒H25. 10. 20 検定品に交換
	一般動力	[竣工時] 未検定品 ⇒H29. 10. 28 現認 ⇒H30. 6. 3 検定品に交換 (*1)	[竣工時] 未検定品 ⇒H29. 10. 28 現認 ⇒H30. 6. 3 検定品に交換 (*1) ⇒R1. 11. 25 から不使用	—
	保安電灯	[竣工時] 未検定品 ⇒H30. 3. 9 現認 ⇒H30. 6. 3 検定品を別途設置 (*1)	[竣工時] 未設置 (未使用のため) ⇒R1. 11. 25 検定品設置 (使用開始)	—
	保安動力	[竣工時] 未検定品 ⇒H30. 3. 9 現認 ⇒H30. 6. 3 検定品を別途設置 (*1)	[竣工時] 未設置 (未使用のため) ⇒R1. 11. 25 検定品設置 (使用開始)	—
水道メーター (給水)	[竣工時] 検定品	[竣工時] 検定品	[竣工時] 検定品	
温水メーター (給湯)	行き[竣工時] 検定品 ⇒H30. 1. 4 確認	[竣工時] 検定品 ⇒H30. 1. 4 確認	—	
	還り[竣工時] 検定品 ⇒H30. 1. 4 確認 (有効期限切れ) (*2)			

(*1) 交換時において、旧電力量計（未検定品）が正常に作動していることを確認

(*2) 令和2年12月のレストラン厨房内給湯配管の見直しにより不必要となったため検定品への交換は不要

(3) 光熱水費の算定誤りについて

<① 光熱水費算定時における排出汚水量減量認定の未反映等>

光熱水費の一部未請求が判明したことを受け、行政財産使用許可により設置・運営する全てのテナントについての院内での調査を進める中、平成30年1月上旬頃、病院庶務課職員の調査により、それまでレストラン、新・旧売店及び新・旧喫茶店事業者に請求していた上下水道料金の算定に誤りがあることが判明しました。

具体的には、病院全体の排出汚水量の減量認定（図1参照）を踏まえずに算定した結果、下水道使用料の請求額に不足が生じるとともに、使用水量の誤入力（エクセル上でのタイプミス、入力箇所誤り）による請求額の誤りがありました。

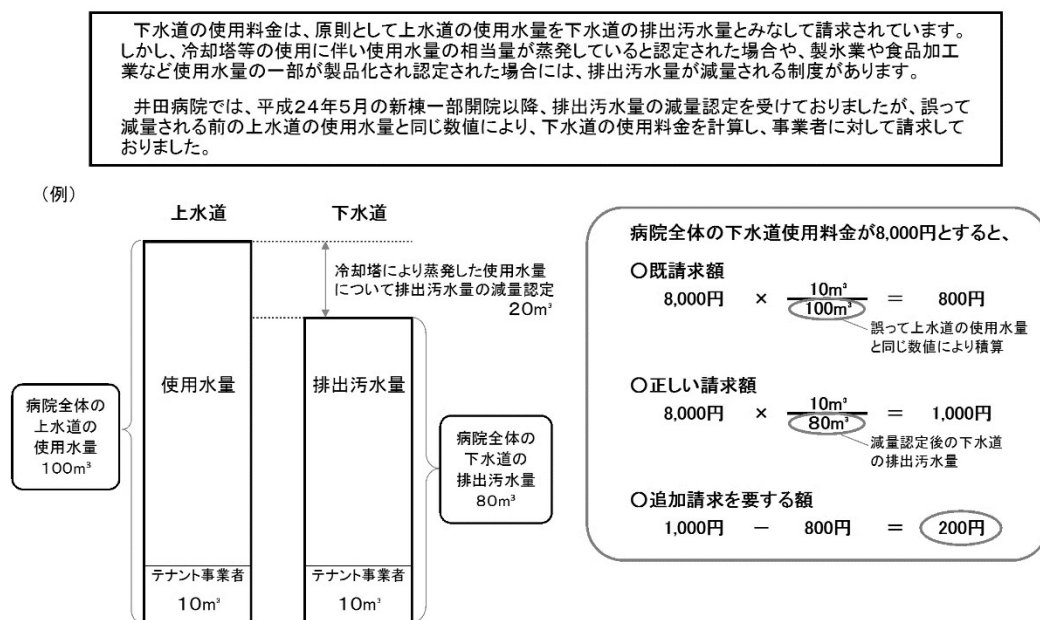
- ※ レストラン事業者への追加請求額 23,429 円
- ※ 旧売店事業者への追加請求額 2,396 円
- ※ 新売店事業者への追加請求額 43 円
- ※ 旧喫茶店事業者への追加請求額 40,420 円
- ※ 新喫茶店事業者への追加請求額 1,940 円

そのため、レストラン及び旧売店事業者に対し、他の未請求分光熱水費等の請求を行う際に当該算定誤りによる不足分の額を合わせて請求し、レストラン事業者からは、未請求額の総額を55回に分割し、令和元年6月3日に平成30年度の12回分を一括で、平成31年4月分以降は、毎月分割納付して支払われています。旧売店事業者からは、平成30年10月25日に他の未請求分を含む全額が一括で支払われました。

また、新売店事業者に対し、平成30年1月18日に算定誤りの謝罪と不足額の支払いを依頼し、同年度中に他の月の支払いと合わせて平成30年2月7日に全額が支払われるとともに、新喫茶店事業者に対し、平成30年1月18日に算定誤りの謝罪と不足額の支払いを依頼し、平成30年2月1日に全額が支払われました。

旧喫茶店事業者に対しては、平成30年3月13日に算定誤りの謝罪と不足額の支払いを依頼いたしましたが、消滅時効の考え方について承諾いただけず、令和2年12月15日に、消滅時効を5年として、未請求額の一部(18,494円)が支払われました。

図1 排出汚水量の減量認定に係る誤りについて



<② 一般動力の電力量計の合成変成比率設定誤り>

平成30年1月下旬に売店の新事業者から、電力量計(平成29年10月28日に現認)に基づく一般動力の使用電力について疑義が提示されたため、電力量計設置事業者に調査を依頼していたところ、平成30年2月8日に、施設整備時においてレストラン及び売店で使用される一般動力の電力量計の合成変成比率の設定誤りにより5倍の値を示していたことが判明(同日に再設定済み)しました。

なお、これに伴い過大徴収していたレストラン及び旧売店事業者の電気料金については、他の未請求分光熱水費等の請求を行う際に当該算定誤りの部分の額を減額し併せて請求しました。新売店事業者に対しては、平成29年11月及び12月分の電気料金の請求額が過大請求となったため、平成30年2月23日に過大徴収分(385,394円)の謝罪と返金する旨の文書を送付し、平成30年4月20日に返金しました。

<③ 給湯の温水メーターの異常値及び給湯分使用水量の誤った把握>

平成30年1月4日に現認したレストランの給湯の温水メーターの数値に基づき、未請求分の上下水道料金の算定を進めていたところ、新棟2期工事が完了した平成26年11月を境に、使用水量の数値が約4分の1程度と極端に少なくなっていることが判明しました。そのため、当時、温水メーター設置事業者、建物工事施工業者及びレストラン事業者に調査を依頼しましたが原因の特定には至りませんでした。

しかしながら、平成26年11月までの数値が一般的に見て大きい数値であったため、病院庶務課では、平成24年5月から平成26年11月分までの給湯分の使用水量については、平成27年度から29年度までの月平均使用水量を用いることとし、他の未請求分等を含めた光熱水費の当初未請求額14,980,476円を、11,446,562円に修正し、レストラン事業者に請求しました。

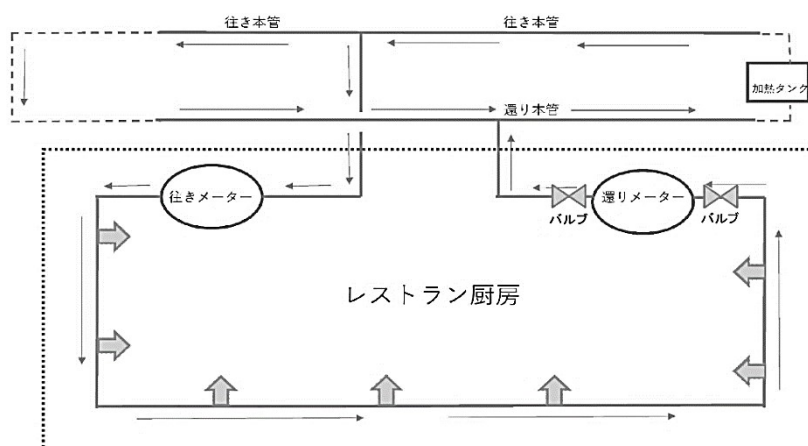
しかしながら、令和2年第5回市議会定例会終了後における議会からの事務調査を契機とし、令和2年11月に、改めて温水メーター設置事業者に対して再調査を依頼したところ、令和2年11月30日及び12月7日付けの文書で調査結果の回答があり原因が特定（※）されるとともに、それまで給湯分の使用水量の根拠としてきた温水メーターの数値が、実際の使用水量を示していないことが判明しました。

具体的には、レストラン厨房内の給湯配管は循環方式となっているため、実際の使用水量を図るために「行き」と「還り」の2つの温水メーターが設置されており、本来であれば「行き」の温水メーターの数値から「還り」の温水メーターの数値を差し引いて使用水量を算出すべきところ、これまで誤って「行き」の温水メーターの数値を使用水量として上下水道料金を算定してきたことが分かったものです。

また、再調査結果では、日別、月別で過去の数値を比較した場合、「還り」の数値が「行き」の数値より大きくなっている事象が散見されたため、「還り」の温水メーター付近の給湯配管内で逆流が生じていた可能性が示唆されました。これにより、温水メーターの数値の差し引きにより使用水量を算定することは適当ではないことも判明しました。

※ 平成26年11月の2期工事の建物完成（竣工及び引渡しは平成26年12月）に伴い、施設内の給湯の配管の総延長が増加したことより配管内を流れる水量が分散したことが原因で、これは院内及びレストラン厨房内の給湯の配管が循環式であることから発生するものである。

図2 レストラン内給湯配管図



※令和2年12月に給湯配管の見直し（循環方式としない）を行い、「行き」の温水メーターにより実際の使用水量が図れるようにしました。

(4) 事業者との協議について

<① レストラン事業者との協議>

平成 29 年 12 月 27 日以降、病院庶務課から、未請求分光熱水費の発生(前記(1)参照)や算定誤り等(前記(3)参照)についての謝罪と未請求額の支払いの依頼等を行ってききましたが、事業者からは、平成 30 年 1 月 24 日に追加請求に対する回答が文書であり、公募時に、今件電気料が想定される旨の説明が行われていないこと、その情報が開示されていたなら公募に参加することはなかった旨の説明や、当該未請求分光熱水費等の支払請求がなされた場合は、即時撤退の申し入れを行う予定であるとの主張がなされるなど、過去分も含めた更なる光熱水費の支払いについては、御理解いただけませんでした。

そのため、病院庶務課では、平成 30 年 1 月下旬に病院局経営企画室経理担当(以下「病院局経理担当」という。)に相談し、その後、病院庶務課において現年度分も含めた未請求光熱水費等の支払いに向けたレストラン事業者への対応を検討し、4 月 12 日の病院局長への報告・相談においては、未請求分光熱水費等については各事業者が負担すべきものとして遡及して請求していくことを確認するとともに、病院利用者へのサービス提供及び病院職員の福利厚生施設として重要と考えているレストランの設置継続に向け、許可条件の見直しを含めたレストラン運営スキームの検討を行うよう指示がなされました。

これを受け、病院庶務課では、川崎市病院局行政財産使用料算定要領に基づき使用料を減免とすること、未請求額等を 55 回に分割し支払うという案を作成し、6 月 28 日、病院局と協議しこれを決定しました。

7 月 6 日の事業者との打合せにおいて、病院庶務課から川崎市病院局行政財産使用料算定要領に基づき使用料の全額を免除とすることについて提案するとともに、未請求額(14,980,476 円)については 55 回に分割し毎月(平成 30 年 4 月から令和 4 年 10 月まで)お支払いいただくことを提案したが、事業者からは、未請求期間の給湯分使用水量が平成 26 年 11 月以降明らかに少なくなっていること(当時、調査を行いました原因特定に至っていません。令和 2 年度再調査により原因特定。)についての疑義を訴えられたため、その対応について改めて検討することとしました。

しかしながら、8 月 23 日、改めて事業者から支払いの意思が無い旨の文書の提出があったことから、9 月 4 日に、病院庶務課から病院局長と病院局経理担当に相談し、法的措置も含めた今後の対応について検討を進めることとしました。その後、民事調停や民事訴訟を想定した対応方針や取組スケジュールの検討を行い、11 月 7 日に副市長、11 月 20 日には市長の確認を受けました。

11 月 29 日に、レストラン運営事業者に対して、給湯分の過去の使用水量を見直し(前記(3)給湯の温水メーターの異常値等参照)、改めて算出した未請求額(11,446,562 円)を提示し支払いを求めるとともに、民事調停を含めた法的措置による対応や、その場合の当該事案の公表の必要性について説明を行いました。

その後、事業者から、12 月 25 日に支払い意思が示され(口頭)、更に平成 31 年 1 月 15 日には文書により、分割納付の提案に対して「平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月までの 36 か月を経過すれば、過去分の水光熱費を債務としない。」という約束のもと、未請求額の一部支払いとレストラン運営を継続することについて回答がありました。

これを受け、病院庶務課では、2月14日付けで事業者あてに、36回分の支払い、37回目以降の残額支払いの改めでの協議の実施といった対応方針を文書で回答するとともに、分割払いについての文書の取り交わしについて依頼しましたが、事業者からは提出されずに今日に至っています。

また、同時に、行政財産使用許可申請の手続きを進めるため、当年度（平成30年度）分及び翌年度分の申請書等の提出を事業者に依頼しましたが、当年度分については、許可なしでレストラン運営を継続していた事実との整合性を図るため、申請書の日付を「平成30年2月28日」として提出するよう事業者に依頼しました。

<② 旧喫茶店事業者との協議>

平成30年1月26日以降、病院庶務課から、光熱水費の算定誤り等（前記(3)光熱水費算定時における排出汚水量減量認定の未反映等 参照）についての謝罪と未請求額（40,420円）の支払いの依頼等を行ってきましたが、本市は民法第703条（不当利得）の適用（時効10年）が適当としていることに対し、事業者は旧商法第522条（商事消滅時効）の適用（時効5年）の適用が妥当とし、この点について合意が得られず、また一方ではレストラン事業者との民事調停に向け時効の考え方について再整理がなされていたこともあり、協議が長期化しました。

また、この間、病院庶務課では、債権として確定させるための財務処理上の調定を行っていませんでしたが、令和2年市議会定例会の決算審査特別委員会での御指摘を踏まえ、令和2年10月15日に調定を行い、事業者あてに納入通知書を送付したところ、12月15日に事業者が主張する消滅時効5年を踏まえ、請求額の一部（18,494円）のみの支払いが確認されました。

(5) 文書・財務等の事務執行上の取扱いについて

<① 行政財産使用許可申請書等の遡り処理>

市立井田病院では、平成24年5月の新棟一部開院以降、行政財産の目的外使用許可によりレストランを開設してきましたが、現事業者による運営期間の終了を見据え、平成29年6月28日に、次期のレストラン運営事業者を選定するための公募を開始し、8月10日に現事業者を選定しました。またその後、設置期間を11月1日から3月31日までとする行政財産の使用許可を行い、レストランが営業開始（同事業者による継続営業）しました。

一方、平成29年10月28日以降に、レストランに係る未請求分光熱水費の発生（前記(1)参照）や算定誤り等（前記(3)参照）が判明したことから、レストラン運営事業者との間において、未請求分光熱水費等の支払いや行政財産使用許可の取扱いについての協議を進めてきましたが、事業者からは、平成30年1月24日に、文書により当該未請求分光熱水費について支払いの意思が無いことや、当該未請求分光熱水費等の支払請求がなされた場合は即時撤退の申し入れを行う予定であることの回答がなされるなどしたことなどから協議が進まず、行政財産使用許可の使用許可期限である平成30年3月31日を迎えました。

しかしながら、市立井田病院としては、平成 30 年 3 月 15 日に、レストラン事業者から、未請求分光熱水費の取扱いについての対応方針が示されるまで営業時間を短縮したいとの申し出があったことから、事業者には 4 月以降もレストランを営業する意向があるものと判断し、更には、病院利用者へのサービス提供及び病院職員の福利厚生施設としてレストランの営業継続は必要と考え、行政財産使用許可の手続きを行わずに、平成 30 年 4 月 1 日以降も同事業者によるレストラン運営を継続してきました。

その後、事業者との協議を続けてきましたが（前記(4)参照）、結果として未請求光熱水費の取扱い等（使用料の免除による運営スキームの見直し含む）について事業者の同意を得られたのは平成 31 年 3 月に入ってからとなってしまうため、約 1 年間、レストラン事業者が行政財産の使用許可を受けないままにレストランを営業してきた事実との整合性を図るため、平成 30 年度分の行政財産使用許可申請書及び行政財産使用料免除申請書については、事業者に申請日を約 1 年前の日付で申請することを依頼し、併せて遡り起案及び決裁を行いました。

<② 調定と分割納付等>

レストラン事業者に対して、未請求分光熱水費の発生（前記(1)参照）や算定誤り等（前記(3)参照）についての謝罪と未請求額等の支払いの依頼等を行ってきましたが、前記(4)のとおり、結果として、その支払いについて事業者の合意が得られたのは平成 31 年 3 月に入ってからとなるとともに、一括の支払いではなく、市立井田病院からの提案に基づき、未請求額等（11,446,562 円）を 55 回に分割し毎月（平成 30 年 4 月から令和 4 年 10 月まで）支払うこと、37 回目以降は改めてその支払いについて協議することとなりました。また、事業者からは、債務としないことを条件として提示されたこともあり、市立井田病院では、局と相談のうえ、未請求額の全部を一括調定とせず、請求の都度、調定することとして処理してきました。

更に、分割払いについては、その支払いを担保するため、平成 30 年 2 月 14 日に文書による取り交わしを事業者に依頼しましたが、現時点まで事業者との間において、その取り交わしは行われていません。

(6) 報告・公表等の取扱いについて

病院庶務課では、平成 29 年 10 月 28 日にレストラン及び売店で使用される一般電灯分の電気料金が未請求であったこと（前記(1)①参照）や電力量計が未検定品であったこと（前記(2)参照）が判明したため、行政財産使用許可により設置・運営する全てのテナントについての調査を開始するとともに、12 月 21 日には病院局長に報告しました。局長報告では、事業者への早急な説明と支払い意思の確認作業を進めること、職員の処分は今後検討していくことなどを確認しました。

また、その後調査を進める中で、平成 30 年 1 月 4 日にレストラン及び売店で使用される給湯分の上下水道料金が未請求である（前記(1)②参照）こと、1 月上旬にレストラン、売店及び喫茶事業者に請求している上下水道料金の算定に誤りがある（前記(3)①参照）が判明したため、病院庶務課では 1 月 23 日に病院局長への報告を行いました。

更に、病院庶務課では、2 月 22 日にレストラン及び売店で使用される一般動力の電力

量計の合成変成比率に設定誤りがある（前記(3)②参照）こと、3月15日にレストラン及び売店で使用される保安電灯及び保安動力分の電気料金が未請求である（前記(1)③参照）ことや電力量計が未検定品である（前記(2)参照）ことを、病院局長に報告しました。また、この間、病院事業管理者に対しましても、適宜、病院局長等から報告を行っていました。

平成30年4月12日には、病院庶務課から病院局長に、この間の経過や事業者との協議状況などについて説明・報告と、副市長等への報告や、議会報告、市民への公表を行っていく予定としていることを報告しました。これを受け、4月27日に副市長、5月8日に市長への報告を行いました。

その後、病院庶務課では、未請求光熱水費の支払いに応じないレストラン事業者や、光熱水費算定誤りによる不足分の支払いに応じない旧喫茶店事業者への対応の検討や協議などを行う中で、レストラン事業者に対する民事調停等の法的措置も含め対応方針やそのスケジュールをとりまとめ、11月7日に副市長、11月20日に市長への報告を行いました。なお、この対応方針には、民事調停等の提起にあたり議会への報告等を行うことも明記されていました。

しかしながら、レストラン事業者との協議を進める中で、12月25日に、口頭ではありますが支払いの意向があることが確認されたため、法的措置を進めることを一旦休止し、平成31年3月に未請求光熱水費の一部支払いと、レストラン運営スキームの見直しによるレストランの継続営業について同意が得られたこと、公表することで、債務としないことを望むレストラン事業者から支払いの意向を覆されることを懸念し、議会への報告や市民への公表が行われないままとなっていました。

更に、令和2年度に入り、旧喫茶店事業者に対する算定誤りによる光熱水費不足分の請求処理が中断していることが判明し、令和2年10月15日に記者発表したことについては、9月29日に支払いがなされていないことが確認できたため、議会への報告や市民への公表を行うことを前提として作業を進めることとしましたが、事実経過や計算誤りの内容等の再確認の作業に時間を要したことから、この日程になったものです。なお、この件に関しては、歴代の井田病院事務局長間において適切な引継ぎが行われていませんでした。本件についての副市長への報告は10月14日、市長への報告は10月15日に行いました。

(7) 議会の議案調査・事務調査への対応

令和2年第5回市議会定例会の決算審査特別委員会及びその後の議会の議案調査、事務調査における資料要求への対応において、病院地下書庫からの保存文書の取り出しや公文書館からの保管文書の取り寄せ、その複写作業などから議会への資料提出に時間を要した事例や、本事案の概要又は詳細を把握していない理事者等が対応したこと、又はこれに伴い十分な説明ができなかった事例等がありました。

2 事実経過

年	月日	関係者	内 容
平成 19 年度		病院局井田病院再編整備担当／井田病院／まちづくり局／設計業者	【井田病院再編整備事業に係る基本設計の作成】
平成 20 年度		病院局井田病院再編整備担当／井田病院／まちづくり局／設計業者	【井田病院再編整備事業に係る実施設計の作成】
平成 21 年	7 月	病院局井田病院再編整備担当／まちづくり局／施工業者	【井田病院再編整備事業】新棟 1 期工事着工
平成 23 年	10 月 14 日	井田病院	新棟一部開院に向けて、レストラン、売店及び喫茶店事業者の公募開始
平成 24 年	1 月	井田病院／まちづくり局／施工業者	【新棟 1 期竣工】 1 期建物の引渡し
	1 月 24 日	井田病院	レストラン、売店及び喫茶店事業者を選定
	3 月	井田病院	選定された喫茶店事業者が辞退を表明。公募で次点となった事業者と協議を開始。
	5 月 1 日	—	【新棟一部開院】
		—	■レストラン営業開始（行政財産使用許可）
		—	■売店営業開始（行政財産使用許可）
7 月 30 日	—	■喫茶店営業開始（行政財産使用許可）	
平成 26 年	12 月	—	【新棟 2 期竣工】 2 期建物の引渡し
平成 27 年	4 月 1 日	—	【新棟全面開院】
平成 29 年	6 月 28 日	井田病院	レストラン、売店及び喫茶店事業者の公募開始
	8 月 10 日	井田病院	レストラン、売店及び喫茶店事業者を選定
	10 月 1 日	—	■新事業者による喫茶店営業開始（賃貸借契約）
	10 月 28 日	井田病院／売店事業者	売店の新事業者からの照会が発端となり、レストラン及び売店の電力量計（一般動力）が存在すること、これが未検定品であること、その料金の請求が漏れていることが判明 設備・光熱水費等の調査を開始
		—	■新事業者によるレストラン営業開始（行政財産使用許可）
	11 月 1 日	—	■新事業者による売店営業開始（行政財産使用許可）
		—	■新事業者による売店営業開始（行政財産使用許可）
	12 月 21 日	井田病院 ⇒病院局長（総務部・経営企画室）	病院局長に、電力量計（一般動力）に関する事案について報告。次のことを確認 ・各事業者に全額請求していく（H29.10 以前分は今月中、H29.11 以降分は使用料免除の検討も） ・回収できなかったら公表せざるを得ない。 ・関係職員処分等は今後検討
	12 月 26 日	井田病院 ⇒旧売店事業者	旧売店事業者及びレストラン事業者に、電気料金（一般動力）について請求漏れの謝罪及び追加請求の説明
	12 月 27 日	井田病院 ⇒レストラン事業者	
平成 30 年	1 月 4 日	井田病院	レストラン及び売店の温水メーター（給湯分）が存在すること、上下水道料金の請求が漏れていることが判明。 また、井田病院新棟 2 期工事が竣工する前の平成 26 年 11 月までのレストラン使用水量が異常に多い値となっていたことが判明したため、温水メーター（給湯分）設置事業者、建物工事施工業者及びレストラン事業者に調査を依頼（原因は特定できず）

1月上旬	井田病院	光熱水費の調査を行っている中で、レストラン、売店及び喫茶店の上下水道料金の請求額に誤りがあることが判明
1月18日	井田病院⇒新喫茶店事業者	新喫茶店事業者に、上下水道料金の請求額の誤りについて謝罪及び追加請求の説明 ⇒平成30年2月1日納付済み(1,940円)
	井田病院⇒新売店事業者	新売店事業者に、上下水道料金の請求額の誤りについて謝罪及び追加請求の説明 ⇒平成30年2月7日納付済み(43円)
1月23日	井田病院 ⇒病院局長(総務部・経営企画室)	病院局長に、上下水道料金に関する事案について報告。次のことを確認 ・ガス料金の調査 ・職員の処分は今後検討
1月24日	レストラン事業者 ⇒井田病院	レストラン事業者から、電気料金(一般動力)について支払いの意思がない旨の文書提出
	井田病院 ⇒レストラン事業者	レストラン事業者に、上下水道料金(給湯分)について請求漏れの謝罪、追加請求の説明
	井田病院 ⇒旧売店事業者	旧売店事業者に、上下水道料金(給湯分)について請求漏れの謝罪、追加請求の説明
1月26日	井田病院 ⇒旧喫茶店事業者	旧喫茶店事業者に、上下水道料金の請求額の誤りを説明。支払いを依頼。応じる意向を確認
1月下旬	新売店事業者 ⇒井田病院	新売店事業者から、電力使用量について疑義の提示
1月31日	井田病院 ⇒病院局(経営企画室)	病院局に、レストラン事業者に対する今後の対応について相談
2月8日	電力量計設置事業者	電力量計設置事業者による点検の結果、電力量計(一般動力)は、同事業者の合成比率の設定誤りにより、5倍の数値が表示されていたことが判明
	井田病院 ⇒まちづくり局	まちづくり局に、設備、電力量計について調査を依頼
2月21日	井田病院/トーテック(株)	温水メーターのメーカーによる調査を実施。使用水量の数値が極端に減少した原因の特定はできず
2月22日	井田病院 ⇒病院局長(総務部・経営企画室)	病院局長に、電力量計(一般動力)の設定誤りと今後の対応について報告。次のことを確認 ・施工業者の検定済みメーター設置義務の有無確認 ・未検定メーターに基づく請求の可否確認 ・光熱水費の減免の可能性確認 ・行政財産使用許可の更新の可能性(H30.4～)及び新スキームによる事業者公募の可能性
2月23日	電力量計設置事業者 ⇒井田病院	電力量計(一般動力)設置事業者から願末書の提出
	井田病院 ⇒新売店事業者	新売店事業者に、電気料金(一般動力)の過大徴収分を返金する旨文書を送付 ⇒平成30年4月20日支払い済み(385,394円)
2月27日	旧喫茶店事業者 ⇒井田病院	旧喫茶店事業者から、上下水道料金の請求漏れに関する消滅時効が5年であることについての確認の要求
3月9日	井田病院/病院局施設整備担当/まちづくり局	まちづくり局からの指摘により、電力量計(保安電灯、保安動力)が存在することが判明するとともに、これが未検定品であること、その料金の請求が漏れていること、電力量計(保安動力)は、合成比率の設定誤りにより、5倍の数値が表示されていることが判明
3月13日	旧喫茶店事業者 ⇒井田病院	旧喫茶店事業者から、上下水道料金の請求漏れに関する消滅時効が2年であることについて確認の要求

3月15日	井田病院 ⇒病院局長（総務部・経営企画室）	病院局長に、電力量計（保安電灯、保安動力）の存在、未検定電力量計による請求の検証、レストランの対応方針案について報告。次のことを確認 ・弁護士への相談
	レストラン事業者 ⇒井田病院	レストラン事業者から、対応方針が示されるまで営業時間を短縮したい旨の文書が提出される。以降、事業者との協議は一旦停止し、設備・光熱水費等の再調査を開始
4月12日	井田病院 ⇒病院局長（総務部・経営企画室）	病院局長に、現状及び今後の対応方針について報告・相談。次のことを確認 ・来週を目途に副市長に報告すること ・各事業者が負担すべき光熱水費を遡及して請求すること ・レストランの運営スキームを検討すること ・未検定品電力量計を検定品へ更新すること
4月27日	井田病院・病院局（経営企画室） ⇒副市長	副市長に、現状及び今後の対応方針について報告
5月8日	井田病院・病院局（経営企画室） ⇒市長	市長に、現状及び今後の対応方針について報告
6月26日	井田病院 ⇒病院局経営企画室	病院局に、消滅時効を不当利得による10年として全額請求する方向性について確認
6月28日	井田病院 ⇒病院局長（経営企画室）	病院局長に、現状及び今後の対応方針について報告・相談。次のことを確認 ・消滅時効を不当利得による10年とすることを前提に、全額請求を行う ・使用料の減免を行う ・未請求額の分割納付を提案する
7月6日	井田病院 ⇒レストラン事業者	レストラン事業者に、平成30年度の行政財産使用許可の諸条件等を提案。経過、未請求金額等を説明し支払いを依頼
8月1日	井田病院 ⇒旧売店事業者	旧売店事業者に、経過報告の上、請求額を提示し支払いを依頼。支払いに応じる意向を確認
8月15日	井田病院 ⇒旧喫茶店事業者	旧喫茶店事業者に、消滅時効を10年として再度請求額を提示し支払いを依頼。事業者から消滅時効5年の適用が妥当との見解を示される。
8月23日	レストラン事業者 ⇒井田病院	レストラン事業者から、支払い意思が無い旨、文書で回答
8月28日	井田病院 (⇒旧売店事業者)	旧売店事業者宛てに、依頼文及び納入通知書を送付
9月4日	井田病院 ⇒病院局経営企画室	病院局に、レストラン事業者対応の経過報告及び今後の対応方針について相談。次のことを確認 ・時効、請求方法、訴訟等提起
	井田病院 ⇒病院局長（総務部・経営企画室）	病院局長に、レストラン事業者対応の経過報告。次のことを確認 ・訴訟提起前提の検討、整理後、市長・副市長に報告
9月26日	井田病院 ⇒旧喫茶店事業者	旧喫茶店事業に、支払いを求めるとも、消滅時効を10年とすることについて理解を得られず
10月26日	旧売店事業者	旧売店事業者から、未請求分光熱水費（1,657,316円）の納付
11月7日	井田病院・病院局（経営企画室） ⇒副市長	副市長に、現状及び今後の対応方針について報告 ・使用料免除の提案 ・翌年3月議会での調停議案提出
11月20日	井田病院・病院局（経営企画室） ⇒市長	副市長に、現状及び今後の対応方針について報告 ・使用料免除の提案 ・翌年3月議会での調停議案提出
11月26日	井田病院 ⇒病院局庶務課	病院局に、平成31年第1回市議会定例会に提出する議案について相談（未請求分光熱水費の調停申立て等）

	11月29日	井田病院 ⇒レストラン事業者	レストラン事業者に、平成30年度の行政財産使用許可の諸条件等を再提案。支払いに応じられない場合、民事調停・訴訟による解決を提案。
	12月25日	井田病院 ⇒病院局長（総務部・経営企画室）	病院局長に、次のとおり、現状及び今後の対応方針について報告・相談。 ・11月29日付けの提案について、レストラン事業者からの回答が無い場合3月議会に諮ることが難しいこと、その場合、全体スケジュールが約3か月遅れる。 ・光熱水費の請求額、民事調停か訴訟などについて相談 ・職員の処分
	12月25日	レストラン事業者 ⇒井田病院	レストラン事業者から、支払いに応じる意向がある旨、口頭により回答
	12月27日	井田病院 ⇒病院局長（総務部・経営企画室）	病院局長に、12月25日のレストラン事業者からの回答を受け次のとおり説明 ・レストラン事業者の債務とならない対応の可否、平成30年度行政財産使用許可（使用料減免）、公表及び健康福祉委員会対応、事業者への回答が1月初旬のため3月議会での提案は困難であること また、次のことを確認した ・本事案については公表しない ・平成30年度分の行政財産使用許可の手続きを進める
平成31年	1月7日	井田病院 ⇒病院局（総務部）	病院局に、事業者からの正式回答を待ち対応することとした旨の経過報告と3月議会での提案をしない旨を連絡（電話）
	1月15日	レストラン事業者 ⇒井田病院	レストラン事業者から、次のとおり平成30年11月29日提案内容に対する文書回答 ①民事調停について応じる準備があるが、その場合、平成31年3月をもって撤退 ②11月29日提案の債務としない場合でも支払いが55か月の長期にわたるため、36か月を経過すれば過去分の光熱水費を債務としない旨の約束があれば運営を継続
	1月24日	井田病院 ⇒病院局長（総務部・経営企画室）	病院局長に、レストラン事業者から1月15日に受領した回答を踏まえ今後の対応方針について報告・相談
	1月25日	井田病院・病院局（経営企画室） ⇒副市長	副市長に、現状及び今後の対応方針について報告
	2月14日	井田病院 ⇒レストラン事業者	レストラン事業者宛てに、井田病院の対応方針（次のとおり）を文書で回答。最終確認文書案を提示（確認文書は取り交わしていない） ・未請求分の光熱水費を55回分割しそのうち1～36回分を支払うこと。37回以降の残額の支払いは改めて協議を行うこと ・平成30年4月以降の一般電灯・給水以外の光熱水費も支払うこと ・レストラン営業を継続するためのスキーム（使用料、営業時間）の見直し
	3月7日	レストラン事業者 ⇒井田病院	レストラン事業者から、平成30年度行政財産使用許可申請書・行政財産使用料免除申請書※及び平成31年度行政財産使用許可申請書等を受領 ※遡及により、平成30年2月28日付けで申請があったものとして処理
	3月8日	井田病院 ⇒病院局（経営企画室）	病院局に、光熱水費の徴収方法について確認
	3月18日	井田病院 （⇒レストラン事業者）	レストラン事業者宛てに、平成30年度行政財産使用許可書※及び平成31年度行政財産使用許可書を送付 ※遡及により、平成30年3月22日付けにて行政財産使用許可及び同使用料免除を決定

	4月22日	井田病院 (⇒レストラン事業者)	レストラン事業者に、平成30年度分の光熱水費(1,676,470円)及び55回分割のうち平成30年度の12回分(2,497,440円)の納入通知書を送付
令和元年	6月3日	レストラン事業者	レストラン事業者が、平成30年度分の光熱水費1,676,470円)及び55回分割のうち平成30年度の12回分(2,497,440円)を納付
	6月18日	井田病院・病院局 (経営企画室) ⇒副市長	副市長に、現状及び今後の対応方針について報告
	8月6日	井田病院・病院局 (経営企画室) ⇒市長	市長に、現状及び今後の対応方針について報告
令和2年	4月20日	レストラン事業者 ⇒井田病院	レストラン事業者から、新型コロナウイルス感染症の影響を受け一般用食堂の営業を休止したい旨の申入れ
	4月22日	—	■一般用食堂営業休止
	6月1日	—	■一般用食堂営業再開(営業時間は職員用食堂と同じ平日の10時30分から13時30分までに短縮)
	9月1日	—	【令和2年第5回市議会定例会 閉会】
	9月28日	—	【決算審査特別委員会・健康福祉分科会 開催】
	9月29日	井田病院 ⇒病院局長	病院局長に、旧喫茶店事業者に対する上下水道料金の未請求(40,420円)について報告(電話)
	10月5日	—	【決算審査特別委員会・総括質疑】
	10月12日	—	【令和2年第5回市議会定例会 閉会】
	10月14日	井田病院・病院局 ⇒副市長	副市長に、旧喫茶店事業者に対する上下水道料金の未請求(40,420円)について報告
		井田病院 ⇒旧喫茶店事業者	旧喫茶店事業者に、上下水道料金の未請求分(40,420円)について連絡
	10月15日	レストラン事業者 ⇒井田病院	レストラン事業者から、令和3年3月末をもって退店したい旨の意向を確認
		井田病院・病院局 (総務部) ⇒市長	市長に、旧喫茶店事業者に対する上下水道料金の未請求(40,420円)について報告
		井田病院 (⇒旧喫茶店事業者)	旧喫茶店事業者に、納入通知書(40,420円)を送付
		井田病院／病院局 (総務部・経営企画室)	【報道発表】 「井田病院における光熱水費の未請求について」
	10月23日	病院事業管理者 ⇒市長	透明性を担保するため、本事案の検証作業を市長に依頼
	10月26日	レストラン事業者 ⇒井田病院	レストラン事業者から、令和2年10月23日付けで今年度末をもって退店する旨の申出書が提出
	11月25日	—	【令和2年第6回市議会定例会 閉会】
	11~12月	—	【令和2年第6回市議会定例会】議論
	12月2日	井田病院 ⇒病院局長(総務部)	病院局長に、井田病院レストランの給湯使用水量に関する再調査結果について報告
	12月7日	井田病院・病院局 (総務部) ⇒市長・副市長	市長・副市長に、井田病院レストランの給湯使用水量に関する再調査結果について報告
12月8日	井田病院／病院局 (総務部)	【報道発表】 「井田病院レストランの給湯使用水量に関する再調査について」	
12月15日	旧喫茶店事業者	旧喫茶店事業者が、未請求分の光熱水費のうちの一部(18,494円)納付 ※未払い額21,926円	
12月18日	—	【令和2年第6回市議会定例会 閉会】	
12月25日	市長(総務企画局) ⇒病院事業管理者	総務企画局から検証結果として「市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する意見書」が提出される	

II 検証作業及び結果について

1 検証体制及び方法等

検証作業は透明性・客観性を担保するため、病院局ではなく、市長事務局で担っていただくことが望ましいと判断し、令和2年10月23日に病院事業管理者から市長あてに依頼しました。

総務企画局コンプライアンス推進室が検証作業の事務局を担い、法律・財務・行政実務に関する外部有識者3人を選任し、検証作業が進められ、令和2年12月25日に「市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する意見書」が取りまとめられました（この内容については、次の2(1)に記載しています）。

一方、病院局においても原因究明に向け、内部統制を担当する総務部が統括する体制を整え、財務・経理を担当する経営企画室と本事案の所管である井田病院事務局が連携して検討し、意見書の論点を踏まえた「市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する再発防止策」を取りまとめました。

令和3年1月28日に、当該再発防止策を市議会常任委員会である健康福祉委員会へ報告しましたが、病院局内における原因究明等の作業が不十分との指摘を受けたことから、原因究明等に向けた検証作業を実施し、その検証結果を追記修正するとともに、検証報告書として再度練り直し、委員会へ報告することとしました。

原因究明等のために行う職場討議については、すでに実施済であった経営企画室に加え、総務部、井田病院事務局庶務課及び医事課において実施するとともに、個別調査として、総務企画局で行った職員へのヒアリングとは別に、病院局として、本事案に関係した職員16名に対し事実確認を中心に、ヒアリングを行いました。

また、検証結果及び再発防止策に盛り込むべき意見を関係職員から提示してもらうなどし、2(2)のとおり病院局の検証結果としてとりまとめました。

2 検証結果

(1) 外部有識者からの意見

「市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する意見書」では13の論点について、法律、財務及び行政実務に関する3人の有識者の方々から、それぞれの御意見が出されました。以下、意見書に記載されました内容の一部を抜粋し、御報告します。

【引用元：「市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する意見書」（令和2年12月川崎市総務企画局）】

《事案の発生原因》

【論点1】なぜ、未請求状態等が発生したのか？

(1) 病院局の考え方

<レストラン及び売店の事案について>

井田病院の電気系統は、(A)一般電灯、(B)一般動力、(C)保安電灯、(D)保安動力の4系統、水道は、(X)給水、(Y)給湯の2系統がある。このうち、レストランでは全ての電気系統と水道を、売店では(A)(B)の電気系統と全ての水道を使用する設計となっていたが、電力量計及び水道・温水メーター（以下「電力量計等」という。）の検針並びに電気料金、水道料金及び下水道使用料（以下「電気料金等」という。）の請求を担当する井田病院庶務課職員がこれらを認識し

ておらず、電力量計等の存在も把握していなかったため、レストラン及び売店ともに、(A)及び(X)に係る検針や請求しか行っていない。

また、当該庶務課職員が認識していなかったことを踏まえると、新棟整備の設計、施工時に、病院局経営企画室再編整備担当（まちづくり局からの併任の職員を含む。）において、電力量計等設置の必要性の認識や検討が適切になされていない可能性や、引渡時に病院側への情報伝達が適切になされていない可能性も考えられる。

※工事発注後の、市（監督員・事業局）及び設計・施工業者による定例会議（月2回（隔週）を基本に実施）や電気分科会（おおむね毎週実施）の議事録を確認したところ、テナントへの電気料金等の請求に関する言及はなかった。あわせて、第1期竣工時における施工業者から井田病院庶務課への引継ぎ資料も確認したが、やはり、同請求に関する記載はなかった。また、まちづくり局施設整備部への聞き取り調査によれば、「井田病院ほどの大規模施設であれば、電気料金等のテナントへの請求の有無にかかわらず施設管理のための監視用電力量計等を設置するのは一般的であり、電気等の使用量は中央監視室のモニターで確認できる。」「ATMや自販機には検定品の電力量計を採用しており、同じ施設内で検定品と未検定品を使い分けているということは、何らかの意図があったと推測される。」「テナントへの電気料金等の請求については、定額の場合など様々な方法がある。定額での料金請求とするのであれば電力量計等の仕様や設置位置は今回のような形でも不思議ではない。もし、設計段階でテナントの使用量に応じた支払といった契約内容が設計側に伝わっていれば、検定品の電力量計等を見やすい位置に設置する。引継ぎについては、そういった内容を踏まえ行われていたのではないか。」とのことであった。なお、竣工時において、喫茶店、レストラン、売店等の電力量計（一般電灯）は、仮に料金の徴収を想定した際に、テナント事業者が確認することも容易な1階EPS内に設置されている一方で、一般動力（レストラン・売店）、保安動力（レストラン）、保安電灯（レストラン）の各電力量計については、テナント事業者による立入り、確認が困難な地下電気室に設置されていた。

<喫茶店の事案について>

平成30年1月に上下水道料金の請求額に計算誤りがあることが判明したため、平成29年9月まで喫茶店を運営していた旧喫茶店事業者及び平成29年10月以降に喫茶店を運営している現喫茶店事業者に対して、消滅時効を10年と考え、計算誤りに伴う不足分光熱水費を請求した。

現喫茶店事業者は承諾し不足分を支払った。一方、旧喫茶店事業者は消滅時効5年の適用が妥当との見解を示し、支払に応じていなかった。

その後、レストラン事業者への法的措置も含めた対応の検討等に注力する余り、旧喫茶店事業者との協議・調整が進んでおらず、結果として未請求のままとなっていた。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

<レストラン及び売店の事案について>

本来、光熱水費の徴収を所管する井田病院庶務課において、公募・使用許可等に際して用いる資料の確認や施工業者・まちづくり局からの聴取等により、レストラン・売店事業者に供給される電気・水道の系統を把握する必要があったと考えられる。

レストランの電気系統については、平成24年4月の行政財産使用許可書添付の「レストラン設備諸条件一覧表」〈参考資料12〉には、電気設備として、「電灯」・「動力」それぞれに「商用電源」・「発電機電源」の記載があり、レストラン事業者への電気系統が4系統あることを把握することは難しくなかったと思われる。

売店の電気系統についても、同様に「売店設備諸条件一覧表」に電気設備として「電灯」・「動

力」の記載があり、売店事業者への電気系統が2系統あることを把握することは難しくなかったと思われる。

また、水道については、レストラン及び売店とも、公募資料添付の衛生図面中、「給水」「給湯」の記載があり、各事業者への水道がそれぞれ2系統あることを把握することは難しくなかったと思われる。

なお、設計を担当したまちづくり局についても、電力量計を検定品とするか否かの判断をするために、工事発注後の定例会議等において、井田病院庶務課に対し、レストラン事業者等への光熱水費の徴収の有無を確認することが望ましかったと思われる。

<喫茶店の事案について>

水道料金等の徴収額に計算誤りが生じた原因は判然としないが、徴収を所管する井田病院庶務課における不注意・確認漏れが原因と思われる。

計算誤りが判明後、支払いに応じない事業者に対しては、法的措置等を検討する必要があったと考えられる。

佐久間氏

<レストラン及び売店の事案について>

請求担当の庶務課職員と施設整備担当者は、レストラン及び売店において使用される電気と水道の系統を把握し、これを測定・請求する方法を把握していることが必要である。すなわち、①施設整備担当者は事業者が使用する電気系統等を全て把握し、その測定メーター設置などを踏まえて施設整備を実施し、これを請求担当庶務課職員に伝達することが必要であり、また②請求担当の庶務課職員も事業者の使用実態を踏まえた適切な請求業務を実施することが必要であることから、少なくとも初期の段階では請求に漏れがないことを実地検査するなどして確認することが必要であって、施設整備に不足があった場合にはこれを施設整備担当者へ伝達することが必要であったと考えられる。結局、電力量計等の測定・請求の網羅性をチェックする牽制機能が施設整備部署内にも請求部署内にも存在せず、しかも担当部署以外が監査等を実施して測定・請求を検証する内部統制も働いていなかった。

<喫茶店の事案について>

請求金額の計算の正確性を計算担当者以外がチェックするという担当部署内の牽制機能が働いていなかった。

坂本氏

病院には、保安電灯や保安動力は必ずあり、その存在は、川崎市の設計部門、工事部門であれば知っているはずである。本件についても、設置目的は定かでないが、設計段階から子メーター設置の市の指示があり、現に子メーターは存在している。

したがって、未請求の状況が発生したのは、川崎市の設計部門、工事部門が施工業者を通して電気・水道の各系統の存在と子メーターについて庶務課に知らせていなかったこと、あるいは庶務課から確認を行わなかったことなど、相互の連携不足が原因である。

【論点2】なぜ、未請求の状況に5年以上の間、気づかなかったのか？

(1) 病院局の考え方

<レストラン及び売店の事案について>

旧棟では電気及び水道ともに1系統のみの使用であったことから、井田病院庶務課職員が、従前どおりそれぞれ1系統の分について請求していたことに、疑問を感じなかった。また、後任の担当者についても、引継ぎ等を受け、把握しているメーター分の電気料金等については請求していたことから、考えが及ばなかった。

ただし、公募の仕様書を詳細に確認すれば図面等から他の電気系統や給湯の使用を把握できたため、初動での確認ができなかったことの影響が大きいと考える。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

<レストラン及び売店の事案について>

本来、光熱水費の徴収を所管する井田病院庶務課において、レストラン・売店事業者の負担すべき光熱水費について、点検する必要があったと考えられる。

水道については、毎月、中央監視室のモニターで給水の検針値を確認して給水費の徴収を行っていたようだが、同モニター上、給水の検針値の隣に給湯の検針値も表示されていることから、給湯費についても徴収すべきという点に気づくことは困難ではなかったと思われる。

佐久間氏

<レストラン及び売店の事案について>

請求担当の庶務課職員は、レストラン及び売店において使用される電気と水道の系統を把握し、これを測定・請求する方法を把握していることが必要である。したがって、口頭や書面による引継ぎだけでなく、少なくとも引継ぎの段階では請求に漏れがないことを実地検査するなどして確認し、必要に応じて関係部署へ報告することが必要であったと考えられる。結局、電力量計等の測定・請求の網羅性をチェックする牽制機能が施設整備部署内にも請求部署内にも存在せず、しかも担当部署以外が監査等を実施して測定・請求を検証する内部統制も働いていなかった。

坂本氏

平成 25 年当時も一般の病院において一般動力や、保安電灯・動力があることは常識であり、そのあたりのことを分かっている庶務課管理係がある庶務課で、電気料金の削減等を検討する会議などが行われることも考えられるが、5 年間もの間、一般動力等の存在を知らない状態が続いたことは、極めて異例なことといえる。

《未請求判明時の対応》

【論点 3】なぜ、市長・副市長への報告が遅れたのか？

(1) 病院局の考え方

<レストラン及び売店の事案について>

売店事業者からの照会がきっかけで平成 29 年 10 月 28 日に電力量計（一般動力）の存在や、これが未検定品であることが判明し、このことに関連した調査を進める中で、平成 30 年 1 月には、給湯に係る温水メーターが存在することや、これが一定期間において異常値を示していたこと、過去請求してきた水道料金等に計算誤りがあったこと、さらに、2 月には電力量計（一般動力）の誤表示、3 月には電力量計（保安電灯、保安動力）の存在などが次々と明らかになり、状況の整理、未請求額の確定等に時間を要してしまったため、副市長への報告が平成 30 年 4 月 27 日、市長への報告が平成 30 年 5 月 8 日と遅くなってしまった。

<喫茶店の事案について>

レストラン等の光熱水費の調査を行っている中、平成 30 年 1 月上旬に水道料金等の請求額に誤りがあることが判明したが、請求額を計算する際の事務ミスであったことから、レストラン等への光熱水費の未請求事案とは切り分けて対応していくこととし、市長及び副市長への報告は行っていなかった。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

<レストラン及び売店の事案について>

一般動力の存在等が判明し、未請求の期間に照らして未請求額が相当の規模となる重大なミスが存在が明らかとなった以上、病院事業管理者のみならず、早急に市長・副市長へも報告すべきであったと考えられる。

この点、次々に問題が判明して状況の整理、未請求額の確定に時間を要したという事情があったために若干報告が遅れることには仕方がない面もあるが、当初の問題判明から市長・副市長への報告まで約 6 か月間経過している点、遅いと言える。

<喫茶店の事案について>

請求額を計算する際の事務ミスであったこと、規模としても数万円程度であることから、早急に市長・副市長へ報告すべきであったとまでは言えないように思われる。

佐久間氏

複数の問題が連続して発覚しており、その都度必要に応じて、少なくとも概況だけでも報告すべきであったと考えられる。今後は、問題発生的重要性・緊急性に応じた報告のルート・時期・内容などのルールを定め、これを運用することが望まれる。

坂本氏

病院事業管理者は、病院の業務執行に関し、その地方公共団体を代表するため、基本的には、病院事業管理者に報告がなされていれば、問題はない。

【論点4】なぜ、公表しなかったのか？

(1) 病院局の考え方

＜レストラン及び売店の事案について＞

売店事業者からの照会がきっかけで平成29年10月28日に電力量計（一般動力）の存在や、これが未検定品であることが判明したが、このことに関連した調査を進める中で、他の電力量計や給湯に係る温水メーターの存在などが次々と明らかになり、これらの状況の整理、未請求額の確定に重きをおいてしまったため、公表に至らなかった。

なお、レストランについては、当初、事業者側に支払いの意思がなかったことから、民事調停やそれに伴う公表も検討していたが、その後、同事業者側が運営継続と未請求光熱水費の支払の意思を提示してきたため、公表することによりその意思を撤回されることを懸念したためである。

＜喫茶店の事案について＞

レストラン等の光熱水費の調査を行っている中、平成30年1月上旬に水道料金等の請求額に誤りがあることが判明したが、当該水道料金等の請求額の誤りはレストラン及び売店にも同様に発生していたことから、当該事案の公表はレストラン等の事案と同時に行うべきものと考えていた。そのため、結果的に公表のタイミングを逸してしまった。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

＜レストラン及び売店の事案について＞

内容や金額等に照らして重大なミス等が判明した場合、住民の福祉の増進を基本とする自治体は、速やかに公表し、説明責任を果たす必要があると考えられる。

本件で、問題の全容が判明し、未請求額が一応確定した時点で、速やかに公表すべきであったように思われる。

事業者側の支払意思の表明を受け、公表による意思の撤回を懸念して公表を控えたという点については、過度に事業者側の意向を考慮するあまり、説明責任を果たすべき時機を逸し、ひいては市民の信頼を損ねる結果を招いたと思われる。

＜喫茶店の事案について＞

喫茶店に対する請求誤りについては、金額も数万円程度であること、水道料金等の請求額の誤りはレストラン及び売店にも同様に発生していたことから、レストラン等の事案と同時に公表を行うという判断は不当でないように思われる。

佐久間氏

複数の問題が連続して発覚しており、その都度必要に応じて、少なくとも概況だけでも公表すべきであったと考えられる。今後は、問題発生的重要性・緊急性に応じた公表の事項・時期・内容などのルールを定め、これを運用することが望まれる。なお、レストラン事業者側の運営継続の意思の有無によって、公表の可否を判断すべきではないと考えられる。

坂本氏

川崎市及び病院局の公表ルールが定かでないため、公表が遅れたことの是非は判断できない

が、他の地方公共団体の運用では、請求漏れが分かった時点、遅くとも全関係事業者に請求漏れの謝罪を終えた時点で、公表するのが一般的だと思われる。解決に時間がかかる場合は、ミスの発生と解決策は分けて考え、それぞれ公表すべきであって、ミスのイメージを少なくするため、解決（状況の整理・未請求額の確定）に重きを置いたことが公表の遅れを招いたものである。

【論点5】なぜ、未請求分の光熱水費を分割納付することについて、文書での取り交わしがされていないのか？

(1) 病院局の考え方

事業者には分割納付についての確認文書（覚書）を提示し、取り交わしを求めていたが、事業者が確認文書を取り交わすことに応じなかったためである。当初、事業者側の担当者との協議では、確認文書を交わすことで話を進めていたが、最終的には事業者側の債務として抱えたくない旨の意向が強く働いたものと考えられる。

なお、確認文書はないものの、事業者側からは毎月、適切に分割納付がなされていたことから、そのままとなり今日に至ってしまったが、毎月の返済が途切れれば、直ちに訴訟等へ移行すべきだと考えていた。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

文書を取り交わせない状態のままである点、支払い時期・金額が不明確となることから、不適切な処理であると思われる。

佐久間氏

本来、一括請求すべきであったと考えられる。なお、事業者による分割納付が承認される事案であったとしても、確認文書（覚書）が存在しないことから、①過年度の納付分が適切であったことを、また②将来も分割納付されることを、判断することができない。分割納付が承認される事案であったとしても、確認文書（覚書）を継続的に事業者へ依頼することが必要であったと考えられる。

坂本氏

病院側から覚書案の提示をしているが、令和3年4月以降の未請求光熱水費の支払について合意が得られなかったため、文書の取り交わしがなされていないものであり、そのことは問題である。ただ、令和3年3月までの支払い分については、合意があり、その内容に従って支払いがなされており、文書の取り交わしがなされていなかったことは、やむを得ない部分もある。

【論点6】なぜ、未請求分の光熱水費について、一括で調定せず、請求の都度の調定としたのか？

(1) 病院局の考え方

未請求光熱水費の算定に当たっては、電力量計の存在などが次々と明らかになり、事業者側への丁寧な説明が必要と考えたことや、事業者側の合意が得られなかったことから、一括調定には至らなかった。

一方で、分割納付という実態があったため、この点については経理処理上、実態に即した計上が必要となることから都度調定していたものである。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

地方自治体に対する債務は、一度に履行することを原則としているが、地方自治法施行令第171条の6に基づく履行期限延長による分割納付の場合、分割納付されるべき金額について納付期限の到来ごとに調定すべきとされる（逐条地方自治法第231条【解釈】三、川崎市金銭会計規則第45条参照）。

本件は、かかる履行期限延長による分割納付の場合に該当しないことから、一括して調定する必要があったものと思われる。

佐久間氏

本来、一括請求すべきであったと考えられる。しかしながら、それを事業者が合意しなかったのであれば、その理由（事業者側と市側の主張）とその是非を検討し、それを記録することが必要であると考えられる。

坂本氏

病院側が、事業者側との合意をもって未請求分の光熱水費の額を確定しようとしていたのであれば、全体の額が確定していない以上、一括調定はできないと思われる。

《行政財産目的外使用許可に関する処理（レストラン）》

【論点7】なぜ、レストラン事業者に対し、行政財産使用料を免除したのか？利益供与には当たらないのか？

(1) 病院局の考え方

新たな電力量計等の判明により、レストラン運営のために必要な電気料金等が当初想定をはるかに上回る額となった。そのため、次のような状況を考慮し、レストラン営業の継続及び未請求分電気料金等の回収を前提に、総合的に事業スキームを見直し、規定に基づき行政財産使用料を免除したものである。

ア 平成29年度レストラン事業者公募の際に、様々な事業者への声掛け等を行ったが、最終的には当該事業者1社のみ応募であったこと。

イ 区役所等のレストランでも使用料を免除しながらも撤退が相次いでいたこと。

ウ 多摩病院では、レストラン事業者から補助を求められていたが、結局は撤退したこと。

エ 平成29年度のレストラン事業者公募の際に提示した電気料金等35,000円に対し、今後は15万円程度支払が増加すること。

オ レストラン事業者からは新たに判明した電力量計等を踏まえた月々の電気料金等では、営業が立ち行かなくなることから撤退する意向が示されており、併せて過去分の支払など到底できないとされていたこと。

カ 過去5年間において1,000万円を超える使用料を納めてもらっており、早い段階で未請求が判明していれば、レストラン事業者側からすれば使用料の減免の協議や撤退についての検討ができたこと。

キ 司法の場での解決も提案もしてきたが、営業が途切れてしまい、ますます回収が困難になる可能性があり、話し合いによる解決を優先したこと。また、当初予定していた5年間の営業期間内での解決を図ろうと考えたこと。

ク 井田病院の周辺には飲食店が存在しないことから、検査のため朝食を抜いたり、診察でお昼をまたいだりする患者さんや面会で来院される方々へのサービス、及び職員の福利厚生として温かい食事を提供できる院内のレストランは不可欠であること。また、病院職員の人材確保の面においても職員食堂があることは重要であり営業の継続を優先する必要があったこと。

ケ 病院経営において特に赤字が続いている井田病院にあつては、可能な限り未請求分を回収することが必要であり、訴訟等に委ねた場合の費用やその結果によっては回収が困難となる可能性も考慮したこと。

※病院局によれば、川崎市病院局行政財産使用料算定要領「別表第2使用料減免基準」中の「3 会計規程第98条第3号／管理者が特別の理由があると認めたとき。」「(1) 本局職員の福利厚生事業に使用するとき。」及び「(3) 市有施設（医療、福祉、教育）を利用する者のために、食堂、売店等の厚生施設を設置する場合で、本市が当該施設利用者の負担を軽減するために、利用料、販売価格等を指導しているとき。」の双方に該当するとされる。

(1)の「本局職員の福利厚生事業に使用」に関連し、テイクアウトを含むレストランの職員利用率は、平成30年度、令和元年度は、共に通年で約15%であり、1日当たり延べ100名程度が利用している。なお、令和2年度は、9月(単月)現在で12.5%であり、4月の14.4%から減少傾向にある。

(3)の「本市が当該施設利用者の負担を軽減するために、利用料、販売価格等を指導している」に関し、平成29年11月からの行政財産使用許可に関する公募を行う際の「川崎市立井田病院におけるレストラン運営仕様書(当初の許可日から5年を超えない範囲での更新を妨げないことも記載)」の「4 レストランの使用条件」、「(11)提供メニュー・サービス及び提供価格」に「レストラン利用者の増大を図るため、より高い品質を保持した上、より低価格で提供できるよう努めなければならない。」との記載がある。

また、毎年度の使用開始前に通知する行政財産使用許可書に記載の許可条件には「28 レストラン利用者の増大を図るため、より高い品質を保持した上、より低価格で提供できるよう努めなければならない。提供メニュー・サービス及び提供価格は、事前提案内容に基づき、販売前に書面を提出し管理者の確認を受けること。また、変更する場合は病院と協議すること。」とあるほか、利用者の利便性の向上に資する、又はレストランの利益に影響を及ぼす項目として、「21 レストランフロア内の通路は車椅子が通行可能な幅を確保するなど、車椅子利用者への配慮をすること。」や「27 レストランの営業方式は、利用者の動線・建物構造、病院の性格上の制約等に配慮したものとし、一般用レストランは来院者等の利用が多いことに留意したうえで、従業員が利用者から注文をとる方式で営業を行うこと。また、職員用レストランは、利用時間が、昼食時間帯に集中することを考慮に入れて、スムーズに販売精算できる方式を取り入れること。なお、具体的な営業内容については、提案書に基づき病院と協議の上、決定する。」などがある。ただし、平成30年度は、遡及により使用許可証の通知がなされているため、同年度の使用の開始に当たり、これらの項目は、レストラン事業者を示されていない。

その他、直近の実際のやり取りとして、消費税率の変更や食材費・人件費の高騰などを理由としたレストラン事業者からの価格変更の申入れと、これに対する病院側からの価格抑制の協議の申出等を書面にて確認した。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

①使用料免除の必要条件該当性

川崎市病院局行政財産使用料算定要領別表第2の第3項「(1)本局職員の福利厚生事業に使用、(3)市有施設を利用する者のために、食堂、売店等の厚生施設を設置する場合で、本市が当該施設利用者の負担を軽減するために、利用料、販売価格等を指導しているとき」本件で、

(1)に該当すると考えられる。

なお、(3)については、行政財産使用許可書別紙「許可条件」第28項に「提供価格は、事前提案内容に基づき、管理者の確認を受けること。また、変更する場合は病院と協議すること。」とある点で「指導」に該当すると判断する余地もあるように思われる。

②裁量の逸脱等(ひいては利益供与)の有無

以下の点に照らし、使用料を免除する判断自体については、裁量の逸脱ないし違法な利益供与があったと認定することは困難に思われる。

- i 毎月の光熱水費の負担の急増(毎月15万円前後の増加)
- ii 事業者の平成24年度~26年度の収支実績によれば、一部光熱水費未請求でも月間数百万円の赤字であり、光熱水費の追加請求分を反映させると赤字が大幅に増大することが伺われる。
- iii 平成27年度以降も売上げがほぼ同じで改善が見込めない。
- iv レストラン事業継続による病院の利益(福利厚生他)

佐久間氏

事業開始時に複数の事業スキームを十分に検討した上で公募を実施すべきであったが、これがなされていなかったと考えられる。今後は、様々な事業スキームを検討した上で公募を実施することが望まれる。また、本件は使用料免除のスキームへ変更する際、原則的には新スキームによる公募を改めて実施すべきものと考えられる。

本件では、新スキームによる公募を実施していなかったことから、事業を継続した事業者が有利になっていると考えられる。

坂本氏

平成 30 年度の行政財産使用許可伺によれば、使用料の免除理由について、「大幅な利用者の増加が見込めず、収益を確保することが困難」という事業者の報告を理由に会計規程第 98 条第 3 号を適用し、免除を決定している。第 98 条第 3 号の適用に当たっては、川崎市病院局行政財産使用料算定要領別表第 2 「使用料減免基準」によることとされている。そこでは「利用者の負担軽減のための利用料、販売価格等の指導」が求められているが、許可条件にある提供価格について十分な指導がなされたのか明確でないこと、直近の実績比較を行った形跡がみられないこと、また、伺いの免除理由の中で実績検討に一切触れていないことなどに加え、事業者から撤退の意思を示されていたことを踏まえると、この免除が光熱水費の問題と全く無関係に検討されたとは考えにくく、事業者に対して、未請求の光熱水費に充当するため使用料の免除を行う提案がされていることから、未請求の光熱水費を実質的に免除するための使用料の免除であったと言わざるを得ない。

なお、光熱水費については一般電灯分等しか請求していなかったため、5 年後にその他の電気料金等を支払うことになり、そのことによる実績比較や収支見込みを行った上で、経営悪化や事業継続を理由に使用料の免除は可能であったと思われる。

【論点 8】なぜ、行政財産の目的外使用許可と使用料の免除を遡及により処理したのか

(1) 病院局の考え方

当該事業者は、未請求光熱水費の支払いやレストラン運営の継続についての協議中において、患者サービス等が低下しないようレストラン事業を継続していた。

その後、事業者との事業継続と未請求光熱水費の一部支払いの合意等が得られたため、行政財産使用許可の手続を進めることとしたが、遡及しないで使用許可を行うこととした場合、運営実態に合わせた行政財産の目的外使用許可を行わない期間が発生してしまうことから、遡及処理を行ったものである。

また、同時に使用料の免除申請を受けたが、使用料の免除については、判明した本来の光熱水費（電気 4 系統、水道 2 系統）を支払いながらレストラン運営が可能な事業者はほぼ無いものと判断し、レストラン継続の観点から本市が提案したものであることから、その趣旨に照らし、年度当初からの免除が適当として、遡及処理を行ったものである。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

遡及処理は法的根拠がなく、不適切である。しかも本件は、期間が約 1 年と非常に長いばかりか、使用許可に加えて使用料免除も遡及処理しており、程度が著しい。

公表の遅れとあいまって、市民に疑念を抱かせかねない不明瞭な事務と言わざるを得ない。

佐久間氏

行政財産の目的外使用許可とその使用料の免除は、使用前に書面をもって通知することが必要である。本件では前年度からの財産使用・レストラン事業が継続しており、市もそれを現実として排除しようとしていないことから、その使用実態と使用許可を整合するよう年度当初に遡及して許可せざるを得なかったと理解することができる。

しかしながら、免除は現実として年度当初から認めていたわけではないことから、年度当初

に遡及して適用すべきではないと考えられる。

坂本氏

遡及適用ではなく、遡りによる使用許可である。契約を遡って締結することができないように、行政財産の目的外使用許可を遡ってすることはできない。日付を遡ろうと、実際に許可した日以前は許可なく行政財産を使用していたことに変わりない。

【論点 9】なぜ、代わりの事業者を見つけることはしなかったのか？

(1) 病院局の考え方

実際に使用していた光熱水費の額が判明した後、病院内でレストラン営業を行ったことのある複数の事業者を確認したが、当該光熱水費を支払いながらのレストラン運営は難しいとの回答（口頭）をいただいていたこと、多摩病院においてもレストランが撤退したこと、区役所等のレストランでも使用料を免除しながらも撤退が相次いでいたことなどから、現事業者によるレストランの営業を継続しながら過去分を回収するという手法が病院経営上、最も有効と判断した。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

複数の事業者に打診したとするが、資料による裏付けがない。

本来の光熱水費を前提としつつも、使用料次第では新たに参画する業者もあった可能性は否定できないと思われる。

佐久間氏

①行政財産使用料免除という事業スキーム、②川崎市の他の市立病院と抱き合わせた事業スキーム、③業務委託など複数の事業スキームを検討した上で、改めて公募すれば代わりの事業者を見つけることができた可能性を否定し得ないと考えられる。

坂本氏

その時点での選択肢としては、①現事業者に限定的な使用許可を出す、②代わりの事業者を見つける、③レストランを休止する、のいずれかである。このような状況にもかかわらず、必要な手続を取らず、病院側が現事業者の運営にこだわったためである。

《事業者への請求に関する処理》

【論点 10】未請求分光熱水費の時効を 10 年間（不当利得）として事業者に請求した行為は適切なのか？

(1) 病院局の考え方

光熱水費は、実際に事業者が使用した分を支払う義務があり、その一部の請求が漏れていたことから、本市としては民法第 703 条（不当利得の返還義務）の適用が適当と判断したものである。

なお、旧喫茶店事業者は、旧商法第 522 条（商事消滅時効）の適用（時効 5 年間）が妥当との見解を示している。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

法律・判例上明確とは言えない以上、時効期間を 10 年（旧民法第 167 条第 1 項）として請求することが不適切とは言えないと考えられる。

一方で、裁判所において時効期間を 5 年（旧商法第 522 条）と解する可能性もあると考えられる。

坂本氏

形式的には行政財産使用許可の許可条件に定められている光熱水費だが、実質的には賃貸借契約に基づく借主負担の光熱水費が払われていないので、契約に基づく請求であると考えられる。したがって、時効は管理費等の定期給付債権の 5 年（旧民法第 169 条）か賃貸借契約に基づく商事債権の 5 年（旧商法第 522 条）が妥当ではないかと思われる。

【論点 11】 光熱水費の算定に当たり、未検定品の電力量計を用いることは適当か？

(1) 病院局の考え方

事業者が光熱水費を請求するために必要な電力量計については、従前から検定品（定期交換も実施）を使用していたが、単に院内の管理用に必要な電力量計については、未検定品（定期交換も未実施）を使用していた。

しかしながら、新棟整備の設計や施工時において、当該電力量計を用いてレストラン事業者等に電気料金を請求することが、病院局及びまちづくり局、設計・施工業者との間で共通認識となっておらず、結果として、新棟竣工時（平成 24 年 1 月）には、全ての電力量計が未検定となっていた。

このうち(A)一般電灯の電力量計については、計量検査所の立入検査を受け平成 25 年 10 月に検定済みのものに交換、また、(B)一般動力、(C)保安電灯、(D)保安動力の電力量計については、平成 30 年 6 月に検定済みのものに交換した。

本来であれば、検定品（定期交換済み）を用いるべきであったが、いずれの電力量計（未検定品）についても、交換する際に正しく動作していたことを確認したことから、請求額も適正と考えたものである。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

本来、未検定品の電力量計を使用して請求することは、計量法第 16 条の規定に照らし、適当とは言えない。もっとも、未検定品の電力量計を使用して請求した場合に請求が認められないことになるとする法律・判例は見当たらない。むしろ、未検定品であるという一点で、一切請求が認められないというのは、やや厳格すぎて公平を害すると思われる。そこで、未検定品の電力量計を用いた請求が正確であることを裏付ける根拠があれば、請求が認められる余地があると考えられる。

本件で、一般動力について、未検定品の電力量計が検定品同様の動きがあったこと（ひいては請求が正確であること）についてはから一応の裏付けがあると思われる。

他方、保安電灯・保安動力について、未検定品の電力量計が検定品同様の動きがあったことについては病院担当者の視認で確認したというだけではやや不十分に思われ、より客観的な裏付けが必要であるように思われる。

佐久間氏

未検定品による電力量計を用いて光熱水費を算定することは不適当である。しかしながら、未検定品であることをもって光熱水費を請求しないことも不適当であると考えられる。したがって、未検定品が正しく作動していたことを確認した上で、その電力量計に基づく光熱水費を計算し、事業者へ請求せざるを得ないと考えられる。

《レストラン事業者の給湯分使用水量の算定誤り》

【論点 12】 なぜ、レストラン事業者の給湯分の使用水量の算定方法が誤っていたことに気づかなかったのか？

(1) 病院局の考え方

レストランの給湯は循環方式であり、行きメーターの値から還りメーターの値を差し引き、使用水量を算定すべきところ、そのことを組織として認識していなかった。

ただし、毎月の光熱水費請求に係る調定伺には、メーター値の根拠となる資料が添付されていたことから、決裁時に組織として、2つのメーターの存在や使用水量の算定方法に疑義があることを把握する機会があった。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

長期間にわたる未請求の判明後である以上、組織として、より高い緊張感をもって、適正な請求額の算出を行う必要があったと考えられる。

佐久間氏

本件について正しい算定方法を施設管理担当は認識していながら、その実測値が異常値であると判断し、異なる算定方法で行政財産使用許可担当へ報告している。本来、このような異常値を把握した場合、温水メーター（給湯分）設置事業者、工事施工業者、レストラン事業者、まちづくり局にその旨を報告し、原因を調査した上で、必要な対策を講じなければならないと考えられる。

また、毎月の調定伺に添付されていた資料から算定方法に疑義があることを行政財産使用許可担当も知り得たということであるが、本来は行政財産使用許可担当も正しい算定方法を事業開始の当初から理解していることが必要であり、その上で、正しい算定方法による報告がなされているか否かを確認することが必要であったと考えられる。

結局のところ、本論点も、論点1及び論点2と同じ問題に帰着する。すなわち、組織としてのチェック体制の不備、内部牽制機能が不全であったと言わざるを得ない。

坂本氏

レストランの給湯が循環方式で行きメーターの値から還りメーターの値を差し引いて使用水量を算定することを分かっている施設管理担当が、仮に還りメーターの値が適正でない判断しても、行きメーターの値のみを使用水量として請求担当に報告していたことは、明らかに不適切な行為であり、当該施設管理担当は上司等に報告し、組織として循環方式を止める等の対応策を取るべきであった。具体的に組織として算定の疑義をどのように把握できるのか定かではないが、電気系統の問題を含めて、市の技術部門と病院側、病院内の施設管理部門と事務部門の間に情報共有がなされていないことや、組織間の風通しの悪さが感じられ、そのことが根本的な原因ではないかと思われる。

【論点13】 レストラン事業者の給湯分の使用水量の算定方法が誤っていたことに関し、実測によらない方法で過去の使用水量を推定し、水道料金等の清算をすることは適当か？

（1）病院局の考え方

還りメーターは逆流等により過去から異常値を示しており、現在も正しい水量を測定できない状況にある。

今後、還りメーター側のバルブを閉めることにより湯を循環させないようにし、行きメーターのみを活用し、正確な使用水量を計測するが、この値も参考としながら、過去の使用水量を推定し、水道料金等を清算していく予定である。

なお、本局において、平成3年度～平成26年度に準用していた平成3年1月25日付け企画財政局長通知による「目的外使用許可に伴う光熱水費の取扱いについて」では、メーター値等による算出が困難な場合は、実績に即した方法により算出する旨、また、平成27年度以降において準用している平成27年1月19日付け財政局長通知による「行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準」では、メーター値等による算出が適当でない場合は、使用状況等を勘案し算定することができる旨記載されている。

（2）外部有識者の意見

床呂氏

実測に基づいて給湯使用水量を算出することが不可能である以上、使用状況等に基づき算出し請求することは、適当と考えられる。

佐久間氏

水道料金等を清算するに当たって、使用数量に異常値が認められる場合、この異常値を調整しないで請求することは不合理であることから、合理的な算定方法を検討・構築した上、これを事業者と協議して合意を得ることが必要であると考えられる。

坂本氏

病院側として、メーターによる使用水量が誤っていると判断したのであれば、今後の正確な

使用水量や過去の使用水量からの推定値をもとに、水道料金等の清算をすることは、可能であると思われる。ただし、その場合は、相手方との合意が必要である。

3 まとめ

本件は、行政財産の目的外使用許可及び貸付といった、いわば、附随事業の執行又は管理上の不備に端を発するものである。こうした事業は、安全・安心で良質な医療サービスの提供といった本来事業を進める中で、おざなりになりがちであるが、そこから発生した不適切事案が、日々奮闘を続けている医師、看護師等の病院職員の士気を低下させるだけでなく、病院事業全体の信頼をも失墜させかねないことは、常に念頭に置かなければならない。

また、本意見書の論点に掲げた各事案について、現在の状況に至る原因や過程は様々ではあるが、光熱水費の未請求状態の発生や、公表の遅延、事務の著しい遡及処理などは、組織としてのリスク管理不足や、コンプライアンス意識の欠如に起因するものである。本件の検証を進める中においても、レストランの給湯使用量の算定誤りが新たに発覚するなど、組織としての対応の不備が明らかになった。

本件は、改正地方自治法の施行による、いわば、地方自治体における内部統制元年に発覚してしまった事案であるが、これを契機として病院事業における組織としてのリスク管理の徹底やコンプライアンス意識の醸成、ひいては、将来的な内部統制の発展が図られていくことを強く望むものである。

(2) 病院局内における内部検証

「市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する意見書」では13の論点ごとに病院局の考え方が記載されていますが、この論点以外にも本事案に関して検証すべき項目があるとともに、議会对応が適切に行われていたかなど、コンプライアンスの観点からの検証を追加調査し、原因、反省すべき点、今後改善しなければならない点を明らかにし、改めて再発防止策を練り直し、病院局の検証結果及び再発防止策として取りまとめました。

職場討議については、すでに実施していた経営企画室に加え、総務部及び井田病院事務局で実施しました。職場ごとに各職員の自由な発言を促して意見集約されており、当然に法令遵守し、適切に対処すべきであるという意見が多く含まれています。

また、調査については、総務企画局で行った職員へのヒアリング調査の6名とは別に、病院局として、本事案の発覚時点から現在まで関与した16名の職員に対し事実確認を中心に、ヒアリング調査を行いました。

職場討議及びヒアリング調査の結果を踏まえた検証結果としては次のとおりです。

【検証結果】

本事案は、未請求又は誤請求の期間が平成24年から5年間と相当長期に及び、またその内容が多岐に渡るとともに、平成29年の判明当時の調査に数か月を要し、更に給湯のメーター問題については、昨年末に新たな事実が判明するなどしたものです。

その上で、まず判明した最初の時点で公表を行わなかったことは大きな反省点であり、また、あくまでも法令等の遵守を前提とした範囲内で解決を図らなければならないところ、行政財産使用許可を遡及処理したことや、一括調定をしなかったこと、未請求及び追加請求分の光熱水費の回収、並びにレストランの営業継続を優先して考えた点も要因であったと考えます。本来、限られた期間内での対応が難しく協議が整わないのであれば、レストランの営業を一旦中止し、司法による解決も検討するなど、冷静に振り返ればそのほか事

業者への不適切な説明も含めて、さまざまな反省すべき点があげられます。

本事案は、個々の事案に気付く機会はあるながらも、繁忙な病院現場においては、日常的な点検、主担当者以外の者による書類や業務のチェックといった職場内の牽制機能が行き届かなかったものです。また、周辺の関係職員も自らの日常業務を処理することに追われ、未請求の判明時に冷静に状況把握し、適切な判断に基づいて自分事として積極的に関与し協力しようという余裕がなかったものと考えます。

本事案（一般動力分の電気料金の未請求）が判明した時点において、担当者以外の職員へも協力を求め、しっかりと全容解明がなされていれば、次々と新事実が発覚したことやその後の不適切な事務処理を誘発することなく、未然に防げた可能性も高かったものと考えられます。

前例踏襲の習慣、組織内での情報共有やフォロー体制の不足、職員の知識不足、コンプライアンス意識の欠如、さらに根底にはセクト主義、本庁部門と病院現場での役割分担をはじめ、それぞれの部署の中でも役割分担が明確ではなかったことなども一因として考えられます。

本事案の判明は、新たな売店事業者からの問合せに端を発しており、これをきっかけに総点検に着手し、まちづくり局などの協力も得ながら新たな未請求や誤請求が判明しましたが、これは病院自身の日常の管理運営におけるチェックが不十分であったと言えます。

光熱水費の未請求状態の発生、その後の報告・公表の遅延、事務の著しい遡及処理などは、法令遵守や組織としてのリスクマネジメントの意識が希薄であったことに起因するとともに、組織内の各職員及び関係部署間における縦・横の連携・引継ぎ・情報共有不足などがあったものと考えます。しかしながら、その都度に局内での報告は行われ、組織的な判断のもとに対応していることから、個々の職員の責任を問うのではなく、組織のガバナンスの問題として捉えるべきであり、コンプライアンス意識の徹底や風通しの良い職場環境づくりが不可欠です。

当時の状況としては、次々と新たな事実が判明するなど、全容解明が途上であったことや事業者と解決の道筋を立てることにより、公表のタイミングを逸したのではないかと考えられます。

しかしながら、過去5年分の未請求が判明した時点で、速やかに公表すべきでした。

議会対応の問題につきましては、昨年9月以降の議会の議案調査・事務調査への対応や議会への報告が的確に対応出来ていたのか、反省すべき点はなかったのかなど事実確認を行った結果、決算審査に関することもあり、当初から経営企画室経理担当が対応していましたが、議会対応に不慣れな職員もいたことなどから、説明不足や提出を求められた資料の議員への内容確認等への対応が適切に行えていなかったこと、資料提出が遅れてしまう結果を招いてしまったことなどが考えられ、局としての情報共有や、局内でのフォロー体制が十分できませんでした。

また、旧喫茶店事業者への未請求（追加請求分）については、それを再確認したのが議会開会中であったにも関わらず、その報告が議会閉会後になってしまいました。本来は開会中に報告できるよう迅速に対応すべきでした。

また、レストラン事業者の再募集にあっても入札公告前に、可能な範囲で議会へ情報提

供すべきものでした。

高い倫理観を持ち市民の生命を守るという使命を担う市立病院の医療現場を支える事務部門においては、業務遂行にあたり、必要な情報を正確に把握し、組織全体で情報共有を図りながら、公正な事務の執行を心がけるとともに、適切な情報提供や情報公開に努めていく必要があります。

これまでも、法令遵守やリスクマネジメント意識の向上に向け、市の人材育成部門が実施する階層別研修や、報道対応研修、コンプライアンス研修といった分野別研修等の受講、更には各種通知等の発出、管理職会議等での周知等を行ってきたところですが、本事案を踏まえ、今後より一層、積極的な研修への参加促進や研修内容の充実、管理職会議等による周知・徹底などにより、意識醸成を図っていかねばなりません。

なお、このような事案が発生する背景といたしましては、市立病院における医療機能の強化やそれに伴う医療従事者の人員増のほか、多様化する医療ニーズ、災害・感染症など危機事象への対応などにより、事務部門が担う業務内容の複雑化や業務量の増大もあるものと考えます。

そのため、今後、「再発防止策」を確実に実施していくとともに、人材育成や働きやすい職場環境の整備、健全な組織風土づくりに向けた業務改善・業務改革等の取組を進めてまいります。

以下、意見書での13の論点に新たな検証項目も含めたものを9項目に整理、集約し、それらに対する職場討議等での職員個人や職場としての主な意見等を掲げました。

ア 未請求光熱水費の発生防止（意見書論点1，2）

（職場討議やヒアリングにおける主な意見等）

- ・光熱水費の徴収の有無については、メーターの仕様や位置等といった施設整備要件の前提となるものであり、工事段階で確認すべきものではなく、設計前に病院局で策定する基本計画において、光熱水費の徴収の有無やメーターの仕様・位置といった施設整備要件を整理し基本計画書に明記することで、設計から竣工までの間、病院局・井田病院・まちづくり局が施設整備要件に合った施設となっているか適宜確認することが可能になり、再発防止に繋がると考えます。
- ・設計施工時点で、まちづくり局併任職員、経営企画室再編整備担当職員、病院の庶務課職員、病院の移転担当職員も含めて情報共有がしっかりとできていなかったと思われまます。
- ・まちづくり局職員、施設整備担当、病院職員の情報共有や連携の在り方、また責任の所在の明確化に問題があったのではないかと。また電気設備、空調設備等の管理業務については高い専門性が必要となり現在の人員配置の見直しや、委託業者への業務分担などが必要と考えます。
- ・病院局は改築等の基本計画の時点で確認すべき項目を盛り込み、それをチェックリスト的に機能させることを記載したが、設計・施工段階の会合で専門家たる設計施工業者や建築職のまちづくり局職員が議題とせず、引渡時の重要事項とならなかったことが大きく起因していることも事実です。病院局としては併任職員の役割を徹底させるという側面もあったのではないのでしょうか。
- ・現状の光熱水費等の算出であっても、誤りのないように計算をしていますが、もし誤りが起こってしまったとしても気付くのは難しいと思います。現在、庶務係内でも計算の間違い等が無いかどうかダブルチェックをしていますが、主担当・副担当というように知識を持つ職員を増やす必要があ

ると感じています。

- ・請求が必要との認識不足とは思うが、内容を複数の職員が正確に把握していないと気付くことは難しいのではないのでしょうか。
- ・設計時や竣工時にまちづくり局、設計業者、施工業者、病院局、井田病院の5者できちんと連携がとれていませんでした。検定メーター等の知識を有する職員がいませんでした。また、完成時にきちんと引き継ぎ、説明がされていませんでした。設計段階、定例会時で検定メーター等の知識を有する職員が必要です。できれば再編整備にも技術職員がいればなおよいです。
- ・仕事の分担があいまいであり、体制が未熟なため、専門的な問題に対応できなかったのではないのでしょうか。
- ・病院の新設の設計時に、病院局再編整備担当やまちづくり局施設整備部が水道メーターの整備や検針方法、水道費用の請求方法について共有することが不十分であったと考えられます。
- ・再編整備の担当と井田病院庶務課の担当の情報共有が不足していたと思われる。引き渡した後も、ある程度の期間は相互で確認すればよかったと思います。
- ・まちづくり局と病院局再編整備担当、井田病院行政財産担当、施設整備担当との連携が不足していたことで、メーターの所在等が明確になっていなかったことも一因だと考えます。
- ・市の設計部門・工事部門からの確実な周知がなされなかったことが大きな原因と考えます。
- ・そもそも電気系統が4系統、水道系統が2系統、それぞれ存在しており、複雑な請求システムであることをきちんと理解していませんでした。
- ・本業務のスタート時点で担当者が電力系統を把握していなければ、後任の担当者は引継ぎを受けたとおりに事務を執行し気付くことは難しいです。非常に多忙な病院職場で毎月の定例的な業務である本件について深く考える余裕もなかったと思います。忙しいと目の前にある仕事をただ処理するだけになってしまうことがあります。チェックする側も同じであり、少しゆとりがあるくらいの業務量が望ましいです。
- ・建て替え後の電気・水道系統やレストラン運営等、設計・工事の段階で、井田病院・まちづくり局・施工業者間の情報共有ができていなかったことが要因の一つとされていますが、設備の知識がない事務職員、光熱水費の徴収に係る情報・知識がない技術職員が果たして情報共有できたのだろうか疑問です。
- ・引渡時の申送りがなくても建物施設の構造の研究に努めるべきですが、建築職でない者に把握を求める事は難しいです。結果的には管理係、庶務係の職員レベルでの報告連絡相談ができず、組織内で共有されなかったことが一番の要因です。ボトムアップの行政事務処理では、それぞれのレベルでのあるべき役割について指導し、研修していくしかありません。
- ・事務職員と技術職員、上司と部下、係間などで日頃からコミュニケーションをしっかりと行っていれば、意見交換や議論を行うことができたのではないのでしょうか。風通しの良い職場であれば事案の判明までに5年以上もかかることはなかったのではないかと思います。
- ・担当者として光熱水費が安すぎると思わなかったのか疑問です。川崎病院と比べても圧倒的に低額なので、気付くことはできたのではないのでしょうか。また、事業者側も本当に気付かなかったのか疑問が残ります。
- ・担当者交代などのタイミングで、気付くチャンスはあったはずですが。
- ・毎月の光熱水費等の請求の作業中に気付くことは難しいため、定期的に計算式などを総点検するといった作業が必要ですが、その時間がないのも現実であると思います。
- ・スタート時点で当初の担当者が気付けていないまま、業務の引継ぎが行われたためだと思います。定例的な業務であるため、注意深く見るに至らなかったと思います。

- ・病院内の事務職員は水道や電気系統等についての知識がないことから、普段の業務内で請求の内容や方法に不備があるということに対してなかなか考えが及ばないのではないのでしょうか。そのため、担当部署外の外部監査等で確認する必要があると考えられます。

イ 電力量計等の適切な管理と使用電力等の適切な把握（意見書論点 11, 12, 13）

（職場討議やヒアリングにおける主な意見等）

- ・他の方法によりがたい場合として市の算定基準として認められており、その考えを準用したものです。動作確認もしていることから、やむを得ない対応と考えます。
- ・速やかに検定品に交換すべきことは当然の対応です。
- ・そもそもの未検定品を設置したこと自体が問題です。
- ・必ずしも検定品である必要はないと思います。
- ・未検定品でも仕様を満たすのかどうか分からないが、設置時に未検定品を採用した理由はなぜなのでしょう。仕様を満たすのであれば仕様自体に問題があると思われれます。
- ・計量法ではテナント請求する場合は、検定品を用いることが記載されていますが、メーターが検定品同等の動きをしていることが確認できれば、またテナント側から了承してもらえればよいと考えます。
- ・未検定品と認識した時点で、交換等の対処をすべきです。ただし、停電等も関係するので、業者とも算定方法等を協議する必要があると思います。
- ・問題が発覚した時点での調査が十分とは言えませんでした。担当職員（技術職員）に任せるのではなく組織として踏み込んだ調査が必要だったと思います。
- ・給湯が循環方式であり、かつ厨房内も小さく循環していることを組織としてまた技術部門が把握していないことはあってはならないことです。状況を覚知した職員が遅滞なく報告する意識づくり、図面等から施設の構造を認識できる職員の能力向上、引き渡しと異動時の引継ぎ等の適正な実施しかありません。
- ・事務職員と技術職員、上司と部下、係間などで日頃からコミュニケーションをしっかりと行っていれば、意見交換や議論を行うことができたのではないのでしょうか。風通しの良い職場であれば事案の判明が今年度になることはなかったのではないかと考えます。
- ・住宅を賃貸する場合でも、電気や水道のメーターの読み合わせを行ってから入居するのが一般的ですが、事業者も職員も本当に気付かなかったのでしょうか。
- ・算定方法の計算様式が現状である場合、明らかな間違い等でない限りは気付くことは難しく、引継ぎを受けた時点で知識等もないことが多いため、技術的な部分の知識を深めることには限界があるように思います。
- ・専門的な知識を持った職員であれば気付く可能性があるとは思いますが、設備変更等のタイミング以外で気付くのは難しいのではないのでしょうか。疑問に感じたら自分で抱えないで判断せず、上司に相談が必要と考えます。「ハウレンソウ」の基本が大事で、メーターの状況等を調査し、不明な点があれば、設置業者等に問い合わせる必要があると思います。
- ・現場では件数が非常に多い修理、工事、委託の業者調整や契約事務作業、更には各部署からの相談、リクエスト等業務が頻繁にあります。毎月の請求に関して技術職員はある意味ルーチン業務でやっつけ的に処理しないと仕事が溜まる一方であり、本来定期的に業務を見直す必要性があるが業務を見直す余裕がありません。また竣工当初から継続している請求方法に疑問を抱くのは実際のところ難しいです。

- ・余裕がないとよいアイデアも生まれにくいし、業務の見直しも難しいし、良い仕事はできず、ミスも発生しやすいと思います。常に追われて業務をこなしている状況で環境は良くなく、事務職員、技術職員の適正な増員が必要であることと、ルーチン業務こそ重要であるという認識を各自持つことが大事であると考えます。
- ・常に、業者等の利用状況を気にしながら、漏れ等が無いのか、課内で情報交換を行うことが必要です。仕事を振り返る時間や複数人で検討する体制がないことが問題です。
- ・業務が増加しているのに対し、残業時間の減、人員の削減、有給休暇消化率など働き方改革を迫られる中で、業務の見直しを行うのが難しいのではないのでしょうか。また、短期間での人事異動によりマニュアルに沿ってやるしかないという意識も働くと思います。
- ・他部署等からの監査等がなかったことも原因と考えます。
- ・機器の使用方法を施設管理の担当に確認してから算定を開始するべきでした。算定方法に明確な基準やルールがなかったために、誤った算定方法に気付けなかったのではないのでしょうか。
- ・病院内の施設管理部門と事務部門の間に情報共有がなされていないことが原因と考えます。
- ・検定品メーターや実測によるのが望ましいと思いますが、病院は、電気事業者・水道事業者ではないので、光熱水費の請求にあたっては、相手方との合意があれば、必ずしも検定品メーターであること、実測によることを要しないという考え方もあることから不適切とまでは言えないのではないのでしょうか。
- ・給湯を使用していることが判明した平成 29 年度の時点でしっかりと調査を行う必要があったと思います。
- ・適当かどうかは弁護士等の法的な意見を仰ぐべきで、財政局等の専門に相談して判断すべきではないのでしょうか。
- ・実測によらない方法で過去の使用量を推定することが適当かどうか専門的なことはわかりませんが、現在のように正確な使用量がわかっているならば、その実績に基づき過去の使用量を算出推定する方法はよいと思います。(逆にそれ以外推定する方法はないと思います。)

ウ 未請求分光熱水費の時効の整理（意見書論点 10）

（職場討議やヒアリングにおける主な意見等）

- ・時効 10 年として判断としたことは間違っていないものと考えます。
- ・時効の考え方を整理し、請求することは問題ないと考えます。
- ・各種法令と照らし合わせて、適切な対処方法を課内で話し合うべきです。
- ・財政局等の専門部署に相談して判断すべきではないのでしょうか。

エ 議会・市民に対する公表の徹底（意見書論点 4）

（職場討議やヒアリングにおける主な意見等）

- ・当時の状況としては、次々と新たな事実が判明するなど、全容説明が途上であったことにより、公表のタイミングを逸したのではないかと考えられます。
- ・すべての対応が確定するまで待つのではなく、一定の期間も考慮して、過去 5 年分の未請求事案が判明した時点で内部統制を担当する総務部が統括して、直ちに对外公表すべきでした。
- ・自ら公表しておけば、ここまで大きな問題にはならなかったとも考えられます。
- ・病院側のミスであり、公表することによりレストラン事業者が撤退する可能性や未請求額の回収

に影響が出ると考えてしまったのではないのでしょうか。

- ・病院局としてのコンプライアンス意識が徹底していなかった結果であり、全職員が意識を変えていくしかありません。コンプライアンスの観点からはまずは公表すべき事案と考えます。
- ・法的措置となれば議案を上程する際に公表することになったと思われませんが、事業者が支払う意思を示したことにより、時期を逸してしまったのではないのでしょうか。
- ・公表の基準が定められていないからではないのでしょうか。
- ・様々な問題が発覚しており、問題が入り組んでいたことから、原因究明に時間がかかってしまったこと、また原因究明ができなければ公表ができないと考えてしまったことが要因ではないのでしょうか。本来ならば、重大なミスであると発覚した段階で、公表が必要であったと考えます。
- ・公表することにより、レストラン事業者がどう出るか不透明で、公表しないで少し様子を見ようという空気があったのではないのでしょうか。
- ・未請求の責任は完全に市側にあるという負い目から、迷惑を被る事業者へ余計な配慮をしてしまったと思います。
- ・喫茶店も同様に過少請求があり、支払いを受けていないことが判明し、処理が中断したままになっていることを確認し、事実経過や計算誤りの内容を再度確認したうえで公表しましたが、議会開会中でもあり、速やかに公表すべきであった。

オ 市長・副市長への報告の徹底（意見書論点3）

（職場討議やヒアリングにおける主な意見等）

- ・結果が出てからではなく、まず報告すべきだった案件だと思います。解決策が見いだせていない時も含めて、まずは報告すべきで、組織として早めに報告すべきだったのではないのでしょうか。
- ・組織の中での責任の所在が明確でなかったと思います。
- ・次から次に問題が発覚したため、ある程度まとまってから幹部に報告しようとしたと考えますが、事務ミスは迅速に報告すべきことから、第一報としてあげるべきだったと考えます。
- ・事案の大小にかかわらず、課内ではまず上司への報連相を適切に行う必要があります。
- ・複雑な事案であり、次から次へと問題が発覚したため、タイミングを逸したと思います。
- ・報告すべき内容なのか、基準が定められていませんでした。
- ・市長や副市長への報告について、ある程度問題点や、請求額が確定しなければ報告できないと考えてしまっていたのが要因と考えます。
- ・事案に対しての重要性の認識が欠けていたことが原因と考えます。
- ・後から考えれば、一番初めに市長まで、まず、第一報を上げておけば良かったということは言えますが、その時は、その後の展開がこれほど混迷を極めるとは予測できなかったのではないのでしょうか。

カ 適正な財務処理の徹底（意見書論点5, 6）

（職場討議やヒアリングにおける主な意見等）

- ・一括調定すべきであり、分割して都度調定としたのは不適切です。
- ・病院側でのミスから発生した支払いであったため、事業者が債務となる文書の取り交わしに難色を示していたのであれば相手のあることなのでやむを得なかったと思います。ただ、文書が取り交わされなかった際に、その後の具体的な対策について職場内で検討を行っていなかったのでは

- ないでしょうか。支払の意向を確認した時点で書面の取り交わしが必要であったと思います。
- ・そもそも、なぜ金額が分かった段階で一括調定とせず、分割納付としたのか疑問です。
 - ・調定には相手の合意は必要としません。むしろ文書の取り交わしにこだわってしまったために一括調定の時期をいたずらに逃してしまったと言えるのではないのでしょうか。
 - ・企業会計では調定業務が日常的な業務となっています。井田病院でも年間 100 億もの収益があるため、ルーチン業務になりがちですが、市の職員として調定（調査・決定）や債権管理の重みをもっと考えなくてはならないと思います。
 - ・分割でも納付が開始されたことによって、本事案に対する問題意識が欠如してしまったのではないのでしょうか。支払いがあったため、文書が必要であるという意識が薄れたのではないのでしょうか。交渉の経過があるにせよ、文書の取り交わしは必要であったと考えます。業者相手のやり取りは記録を残し、お互いの意向を確認できる文書を残すべきです。
 - ・一括調定をしたうえでの分割納付です。事業者への配慮から一括調定できないことを前提で財務処理の方法を検討してしまいました。
 - ・今となっては、一括請求したうえで、分割納付の調整をするしかないことがわかっていますが、当時としては、市民での交渉のような意識となっていたと思われれます。行政としては融通を利かすことはできず、当方に落ち度があったとしても一括請求し、応じない場合は司法的解決方法に委ねる以外に方法はないものとして、今後は徹底していくしかないと思います。
 - ・後日係争が生じる可能性があるので、分割納付について文書で取り交わしを行うべきだったと思います。
 - ・井田病院の経営状況が良くないこともありますが、未請求光熱水費の回収、事案の解決に注力しすぎたのではないのでしょうか。
 - ・事業者と協議し、書類で契約を取り交わすべきでした。
 - ・給湯分の過去分を調定するためには、確定した算定根拠がない以上、推計した理論値の計算方法について事業者との確認のうえ、債権金額を確定する必要があると考えられます。

キ 行政財産使用許可の適正処理（意見書論点 7, 8, 9）

（職場討議やヒアリングにおける主な意見等）

- ・再募集をかけるべきだったということになりますが、せめて、免除は免除、光熱水費の支払いは支払いとして区別して説明できていればよかったと思います。
- ・規程に基づき免除したものであれば、利益供与ではないが、市民から疑いを持たれかねない事務の執行でした。金銭に関するもので市民の目もあることから、根拠に基づいた厳格な運用が必要です。レストラン運営が厳しいという実情とレストランが必要である病院の都合を考慮して、判断してしまったのではないのでしょうか。
- ・利益供与やバーターととられないような説明が必要であることを事前に確認していました。
- ・タイミングや示し方など、利益供与とみなされてもやむを得ません。スキームが変わったのであれば再募集をし、支払いを拒む相手には法的措置も辞さないというのが、一般論です。
- ・行政財産の使用料の免除をする限りにおいての実際的な手法としてそのようなことできるのでしょうか。通例的にはやっていないと思います。できないとすると、やはりスキーム変更による再募集ということしか手がなかったということだと思います。平成 29 年当時、もっとオープンに議論していれば解決策があったのかも知れないと考えます。前年度中に手続きを行うべきです。
- ・行政財産の使用料免除については、遑って処理できないことを伝えていた。

- ・行政財産に関しては、監査事務局の公開している指摘事項などを参考にしています。
- ・行政財産使用許可の担当をはっきりと決めるべきでした。
- ・他都市の状況等を鑑みると、行政財産使用料を免除することも十分あり得ると思います。現実的に他病院の現状等も調査し、委託料を支払ってレストランの運営をしてもらう病院もある中で、使用料の免除はやむを得ません。検討経過や根拠など明確に示す必要がありました。
- ・払わなければ、許可をださない、許可なしに営業はできないため、一時的にはレストランを休止することを容認する以外にありませんでした。支払い問題は別の問題として、営業することだけを部分的に許可することはできたかも知れません。
- ・病院の施設を鑑みる限り、職員の福利厚生を確保することが必要です。
- ・行政財産使用許可に関するルールや管財業務を習得する機会も必要です。
- ・行政財産使用許可に限らず、遡及処理は不適切であることを全職員に周知すべきです。
- ・遡及するという場合、起案を遡るのではなく、起案日は決定をした日にし、効果を遡及するということが一般的にはあり得ます。
- ・この事案では交渉経過などがあり一概には言えませんが、期日を遡っての起案処理は他にも発生し得ます。担当者が業務多忙なことなどもあり、業務のスケジュールや手順の管理が十分できていません。
- ・遡及処理がすべて認められないとなると、出納閉鎖期間のない企業会計では、会計処理の時期や考え方を根本的に見直さなければならなくなります。手続き上遡及処理がやむを得ない場合もあります。今回の件で遡及処理が問題視されていますが、著しい遡及処理だけでなく遡及期間に関係なく不適切だと言われると事務執行上厳しいです。国や他の自治体含め遡及処理については実態を把握した上で判断して欲しいです。本件について、文書の遡及処理をすることなく、使用許可（免除を含む）の効力が当初（4月1日）から有効となるような方法（可能かどうか不明ですが）を検討することも必要ではないでしょうか。
- ・使用料の免除などについて病院局内で議論を積み重ねていた中で、遡りせずに処理は難しい様に感じます。また、遡ることなく処理する場合は、レストランの使用許可をだすことができなくなるため、レストランの営業を続ける判断以外の解決策をそれまでに示す必要があったということになるため、法令等を遵守するためには、現事業者によるレストランの営業を終了する必要があったものと考えます。

ク 適切な事務引継の実施

（職場討議やヒアリングにおける主な意見等）

- ・前任者から引き継いだ業務以上に業務があることについて、気付けるタイミングがないほど多忙だったのではないのでしょうか。日々の事務作業も膨大にあり、前例踏襲になってしまったことが原因と考えます。当初の確認が不十分であったことにより、誤った認識のまま、担当者間の引き継ぎが遅れ、結果として気づくのが遅れたと思います。
- ・担当者が業務多忙で前例どおり業務をこなすことしかできなくなっています。自分の業務を見直す余裕がなかったのではないのでしょうか。組織として、日々の業務について立ち止まって考えたり、検証したりする機会が必要。組織内の風通しを良くし、組織として兆候に気づけるような工夫が必要です。
- ・議事録等の情報共有をすることが必要です。文書での取り交わしは、事業者に支払ってもらう必要がある以上必要でした。また、病院担当者も年々変わるため、引継ぎの意味でも必要でした。

- ・行政財産使用許可に係る使用料や光熱水費の積算方法は、非常に複雑であり、業務を引き継いでしばらくの間は、間違うことなく継続するだけで精一杯でした。
- ・行政財産関係業務は、複雑な事務処理や病院特有の事情を勘案した内容も多く、長く在籍している職員が担当することが多かったです。結果として、前任者の異動に伴う引継となってしまうため、前任者が在籍しているうちに次の担当者に引き継げるよう事務分担を調整できると良いです。

ケ 議会の議案調査・事務調査への対応

(職場討議やヒアリングにおける主な意見等)

- ・昨年9月以降の議会調査への対応や議会への報告が丁寧に対応出来ていたのか、反省すべき点はなかったのか等、事実確認を行った結果、決算審査に関することもあり、当初から経営企画室経理担当が対応していましたが、対応した職員が議会対応に不慣れであったことから、説明不足や提出を求められている資料の内容確認など議会調査への対応が上手く出来なかったこと、資料提出が遅れてしまう結果を招いてしまったことなど、局としての情報共有や、局内での応援フォロー体制が十分できませんでした。
- ・事案が大きくなることも想定して、議会対応のリスクマネジメントを担う部署として総務部も関わった方がよかったと思います。
- ・情報提供のルールを確認しておくべきです。例えば、イントラネットに掲載されている情報等、議会局でも入手可能な資料は議会局が提供するとか、責任や根拠の確認が不十分である未成熟な情報まで提供する必要があるのか、という点について一般論として整理・確認が必要です。
- ・議会局とやり取りして対応方法を考えながら進めるべき事案でした。
- ・議会対応・マスコミ対応その他サービス全般に関してリスクマネジメントのノウハウを持った担当を置くというのも検討しても良いかもしれません。
- ・職員は一生懸命やっていますが、結果から見ると、ああしておけばよかったということがあります。本人は気づけないので、全体を見渡せる人がいると予防につながると思います。
- ・新たなレストラン事業者の公募について、一般競争入札で行ったが、議会に事前に公募のスキームなどについて、丁寧に情報提供すべきであったと考えます。

Ⅲ 具体的な取組及び再発防止策について

1 リスクマネジメントの徹底・法令遵守への意識の強化に向けた取組

私たちは「全体の奉仕者」として、法令等を遵守しながら、市民の信頼を得て職務を執行していかなければなりません。そのため、これまでも研修等の受講や各種通知等の発出により、法令遵守やリスクマネジメントの徹底を進めてまいりました。

しかし、意見書において、「組織としてのリスク管理不足、コンプライアンス意識の欠如」について御指摘いただくとともに、病院局内の内部検証においても、法令順守や組織としてのリスクマネジメントの意識が希薄であった旨の意見が多くあったことから、改めてこのような事案に携わる全ての職員に対して、リスクマネジメントの徹底及び法令遵守に対する意識の醸成を図っていくため、次に掲げる取組を実施してまいります。

(1) 組織としてのガバナンスの強化

本事案において、事案判明当初から、現場から局の関係部署や病院局長に報告・相談がなされ一体として進めきたものであり、そうした中において、報告や公表が適切になされていなかったこと、文書・財務処理での不適切な対応が行われてきたことは、組織としてのガバナンスが不足していたと言わざるを得ません。

そのため、管理職会議等において本事案に係る検証結果及び再発防止策を報告し、改めリスクマネジメントの必要性やコンプライアンス意識の重要性など、管理監督者一人ひとりの意識改革を図ってまいります。また、本事案又は庁内の他の事案発生等を踏まえた各種通知の発出や、各職場の自主考査等の機会を捉えて注意喚起を行うなど、個々の職員の意識の醸成を図ってまいります。

更に、報道対応研修やコンプライアンス研修等の分野別研修への受講促進・個別勧奨を行い、事故等があった際の対応能力や高いコンプライアンス意識を職員個々人にもってもらうべく取り組んでまいります。

(2) 組織内管理体制の強化（意思決定プロセス、チェック体制の強化）

本事案においては、組織内の管理体制が機能していたならば、もっと早期に気付けたであろう事案も散見され、担当部署内での牽制機能や、担当部署以外が監査等を実施するなどの内部統制機能が働いていなかったとの御指摘をいただいています。

そこで、令和2年度から全庁的な取組を開始した内部統制の仕組みを活用し、各課の事務ミス等に対する予防的措置などの対策の充実・強化を図るとともに、庁内外における事務ミス等の事案の情報共有を進めるなど、リスク管理の強化に努めてまいります。

また、内部検証におきましては、職員間及び組織間における情報共有・連携不足や業務繁忙などが、事案の判明を遅れさせた一つの要因としていますので、組織内ミーティングの実施や管理監督者のコミュニケーション能力の向上などに取り組むとともに、人員体制等の検討を行ってまいります。

(3) 人材育成の推進

組織としてのガバナンスや管理体制の強化にあたっては、意識改革を含めた個々の職員の能力向上、資質向上を同時に進めていく必要があります。

そのため、それぞれの職員が職位ごとに求められる力を最大限発揮するべく階層別研修の受講促進や未受講者へのフォロー体制の確立、庁内で実施されるeラーニングを活用した能力向上の取組等を推進するとともに、人事評価ヒアリングを通じた職員への適切な指導や助言や、職場ミーティング、OJT等を通じた職場の活性化に取り組み、職員が意見を伝えられる場の確保と、発言し易い職場環境の整備に取り組んでまいります。

2 個別案件に対する再発防止策等

外部有識者による検証結果（意見）や、病院局内での検証結果を踏まえ、本書記載のⅡ2の「(2) 病院局内における内部検証」で示しました項目の区分に従い、次のとおり再発防止策を取りまとめました。

<本事案特有課題への対策>

ア 未請求光熱水費の発生防止

これまで他の市立病院においても、レストラン等のテナントについては、使用する電気及び水道の使用量が大きいため、施設整備時等において電力量計等のメーターを設置してきましたが、井田病院整備時においては、設計、施工時に、関係部署間において電力量計等設置の必要性の認識や検討が適切に行われていなかったものと考えており、今後は、必要なメーターが確実に設置され、その情報等が必要な部署と適切に共有する必要があります。

また、未請求の状態が5年以上続いてしまったことに関しては、従前の事務処理について前例踏襲の意識が強く働くとともに、関係部署及び職員間における連携・引継ぎ・情報共有不足などがあるものと考えており、組織的に確認できる体制の構築を図る必要があります。

これらを踏まえ、次のとおり対策を講じてまいります。

[病院施設整備時における対策]

- ① 病院施設整備（設備更新を伴う改修を含む。以下同じ。）に係る基本計画（以下「基本計画という。）策定の際、院内に設置するレストラン等のテナントの情報、当該テナントに対する光熱水費の請求の有無やメーターの設置といった施設整備要件を、局の整備担当課並びに各病院の行財担当課及び施設管理担当課が十分に協議し摘録等の記録を作成するとともに、その情報を基本計画に明記することとします。また、基本計画をまちづくり局整備担当課に送付し、その内容を共有することとします。
- ② 局の整備担当課並びに各病院の施設管理担当課は、設計及び施工の際、基本計画の内容が適切に反映されているかを、まちづくり局整備担当課及び設計・施工業者等が出席する会議の場等において確認し、摘録等を作成することとします。その際、電気・

水道等の測定・算定方法も併せて確認し、当該情報を各病院の行財担当課と情報共有します。

- ③ 建物竣工（引き渡し）の際、各病院の施設管理担当課は、同病院の行財担当課とともにテナントで使用される電気・水道等のシステムのメーターの設置場所や測定・算定方法の確認を行うこととします。
- ④ 将来行われる病院施設整備時において、前記①～③の対策が確実に実施されるよう当該対策（取組）の内容を文書化し、局の整備担当課において常用文書として管理することとします。

[テナント運営事業者募集時における対策]

- ① 各病院の行財担当課及び施設管理担当課は、テナントで使用される電気・水道等のシステムのメーターの設置場所を現認するとともに、測定・算定方法を確認することとします。
- ② テナント運営事業者を公募する際、各病院の行財担当課は、当該テナントで使用される電気・水道等の系統や、光熱水費の徴収の有無及びその算定方法を仕様書に明記する。また、当該公募がプロポーザル方式で行われるときは、プロポーザル評価委員会において、当該仕様書を含む募集要件、募集方法等を決定することとします。
- ③ 各病院の行財担当課は、テナントで使用される電気・水道等の系統や、光熱水費の徴収の有無及びその算定方法を、行政財産目的外使用許可の許可書又は財産貸付契約の仕様書等に明記することとします。

[テナント運営開始後における対策]

各病院の行財担当課及び施設管理担当課は、部署内でのチェック機能を働かせることができるよう、光熱水費調定伺書を決裁又は合議する際、添付書類によりテナントで使用される電気と水道の系統や、その測定・算定が正しいかを確認することとします。また、その旨をマニュアルや業務引継書に明記することとします。

[恒常的な対策]

- ① 各所管課では、引継書やマニュアルなどを整備するとともに、債権管理に係る諸規程について、調定業務に従事する全職員が認識する必要があることから、コンプライアンス意識の徹底を図るため、関係職員を定期的に研修会へ参加させるなど、研修体制を強化することとします。
- ② 各病院の行財担当課は、担当職員の交代や公募時、テナント事業者を変更するときは、同病院の施設管理担当も含めた打合せや現場確認を確実にを行い、職員間の連携向上を図るとともに、その旨をマニュアルや業務引継書等に明記することとします。
- ③ 各病院の行財担当課は、使用許可した施設・設備や使用料の額（免除等の有無）、光熱水費の徴収の有無や内訳等を記載した一覧表を毎年度作成し、年に一度、適切に処理されているかを確認することとします。
- ④ 年に一度、行政財産使用許可の更新作業前に、局の管財担当課及び各病院の行財担当課の職員が情報共有・意見交換できる場を設置し、他の病院での取扱いや必要な情報

を収集できるようにすることとします。

- ⑤ 令和2年度からリスクチェックリストを活用した内部統制の取組を実施しており、当該リストには「行政財産使用許可又は公有財産の貸付における不適切な使用料又は貸付料の算定」が記載されています。令和3年度から、当該リストに「(仮)行政財産使用許可又は公有財産の貸付における不適切な光熱水費の算定」を追加し、各病院の行財担当課等が各課の状況に応じた予防的措置を講じるとともに、電力量計等の測定・算定が適切に行われているかを自己チェックすることとします。
- ⑥ 局の内部統制担当課は、リスクチェックリストを活用した内部統制の取組において、予防的措置を講じてもなお発生した事務ミスや不適正処理の事案をとりまとめ、各課への情報提供を行うことで、注意喚起を行うこととします。

イ 電力量計等の適切な管理と使用電力等の適切な把握

電力量計に関しては、本来であれば、施設整備の際に、電力量計等設置の必要性の認識や検討が適切になされ、検定品を設置すべきであったと考えています。

また、レストラン事業者の給湯分の使用水量の算定誤りに関しては、給湯に関わる設備構造やメーター類の設置といった情報が、関係部署及び職員間において共有されていなかったことが一義的な原因であると考えています。

これらを踏まえ、次のとおり対策を講じてまいります。

[病院施設整備時における対策]

レストラン等のテナントに光熱水費を請求するためのメーターについては、病院施設整備時に検定品を設置することとし、基本設計の策定及びに設計・施工の際、関係部署が十分に協議・情報共有し、確認していくこととします。

[テナント運営開始後における対策]

- ① 各病院の施設担当課は、検定品メーターの更新時期が明確となるよう一覧表を作成し、年度当初や予算編成時等に確認することにより、遅滞なく更新することとします。
- ② 各病院の行財担当課は、電気・水道等の系統のメーターの異常等により、レストラン等における電気・水道等の使用量の測定が困難となった場合には、各病院の施設担当課、施工業者及びまちづくり局整備担当課に相談することとします。
- ③ 各病院の施設担当課及び行財担当課は、院内における電気・水道等の系統のメーターの異常値を把握できるよう、組織内ミーティングを活用することなどにより、直ちにそれぞれの部署間において情報共有を図るとともに、異常が疑われるときは、施設管理受託事業者とともに速やかに原因調査を行い、その結果を記録に残すこととします。

ウ 未請求分光熱水費の時効の整理

事案判明後、庁内における法制相談等も踏まえて、時効期間は10年（不当利得）が適当と判断しましたが、本事案が不当利得に当たると考えた事由なども含め、意思決定過程を明確に記録として残しておく必要があったものと考えており、今後、各病院の行財担当課において、その検討経過を明確に記録として残すこととします。

＜業務共通課題への対策＞

エ 議会・市民に対する公表の徹底

複数の問題が連続的に発生したため、その調査やとりまとめ、請求額の精査など、報告すべき情報の整理に重点を置くとともに、事業者側が協議途中から支払いの意思を提示してきたことへの配慮などから未公表となっていました。今後は、自治体としての説明責任と、事案の解決を分けて考え、遅滞なく公表していけるよう、次のとおり対策を講じてまいります。

- ① 意見書及び本書を局内に再度周知し、事務に関する事件・事故等の発生又は発覚を確認した際の速やかな各所管課から局の服務担当課への報告を周知・徹底するとともに、局の服務担当課においては、公表の必要性について検討することとします。
- ② 局の服務担当課は、事務に関する事件・事故等の発生又は発覚の報告を受けた場合の公表の基準等の作成について、関係局と協議していくこととします。
- ③ リスクマネジメントや法令遵守に向けた意識の醸成を図るため、局の服務担当課において、市の人材育成部門が実施する階層別研修を案内（通知）する際、その対象者が管理監督者である場合は、個別に受講勧奨を行うとともに、未受講者に対する翌年度以降の受講確認を確実に実施することとします。

オ 市長・副市長への報告の徹底

複数の問題が連続的に発生したため、その調査やとりまとめ、請求額の精査など、報告すべき情報の整理に重点を置いてしまいました。今後は、まずは必要な情報が遅滞なく市長・副市長に報告できるよう、次のとおり対策を講じてまいります。

- ① 意見書及び本書を局内に再度周知し、事務に関する事件・事故等の発生又は発覚を確認した際の速やかな各所管課から局の服務担当課への報告を周知・徹底するとともに、局の服務担当課においても、必要に応じて速やかに市長・副市長への報告を行うことを徹底することとします。
- ② 法令遵守やリスクマネジメントに向けた意識の醸成を図るため、局の服務担当課において、市の人材育成部門が実施する階層別研修を案内（通知）する際、その対象者が管理監督者である場合は、個別に受講勧奨を行うとともに、未受講者に対する翌年度以降の受講確認を確実に実施することとします。

カ 適正な財務処理の徹底

光熱水費未請求額の一部支払いについて、当時は事業者側の合意が得られなかったことなどから、一括調定していませんでした。また、事業者には分割納付についての確認文書（覚書）を提示し、取り交わしを求めましたが応じなかった経緯があったうえ、毎月適切に分割納付がなされていたこともあり、そのままとなっていました。

支払いを拒否している事業者への督促については、支払いについて理解を得ることを目指しつつも、法令等に則り厳正に対処していく必要があります。

これらを踏まえ、次のとおり対策を講じてまいります。

- ① 意見書及び本書を局内に再度周知し、各所管課において、過去分についての未請求等が明らかになった場合は、法令等に則り、不足があるときは一括調定を、また過払いがあるときは還付を速やかに行うことを周知・徹底します。
- ② 徴収事務を担う各所管課の所属長は、徴収事務を担当する職員の債権管理研修会等への受講勧奨を行うことなどにより必要な知識の習得に努め、分割納付の申し出があった場合は、法令等の規定に基づき書面により、適切に対応していくことを徹底します。

キ 行政財産使用許可の適正処理

公募の際、様々な事業者以案内等を行ったものの、そのことを記録として残していませんでした。事務執行の適正性や透明性を確保する観点からも、複数の事業者以案内等を行ったことについての記録作成が必要であったものと考えています。

この案内等の結果、応募は1事業者のみであったことなどから、現事業者による運営継続を優先に考えてしまいました。しかし、幅広く事業スキームを検討するとともに、改めて公募することを第一に検討する必要があったものと考えています。

また、年度当初からの運用実態に合わせた手続きが必要と考え、日付を遡った行政財産使用許可申請書を作成しましたが、このことにより行政による使用許可の意思決定過程等が不明確になってしまいました。今後は、このような事態を招かないよう、許可日までに決裁や許可書の交付が行なわれるよう、文書の適正処理について徹底を図ってまいります。

これらを踏まえ、次のとおり対策を講じてまいります。

- ① 各病院の行財担当課において、使用料の減額又は免除、使用目的、相手方、物件及び数量、使用料等の額、期間その他の条件のいずれかに変更があった場合は、確認のため局の管財担当課に行政財産使用許可伺書の合議を得ることとし、その旨をマニュアルや業務引継書等に明記することとします。
- ② 各病院の行財担当課は、レストラン等のテナント運営事業者を募集する際、あるいはテナント設置後にその運営に支障が生じるような事案(本事案では光熱水費の追加徴収)が発生した際は、必要に応じて局本庁部門にも相談しながら、幅広く事業スキームを検討することとします。
- ③ 各病院の行財担当課は、事業スキームの見直しを行う際には、公募や競争入札等の公正な事業者選定を行うこと、実施にあたっては複数の事業者に対して必ずヒアリングを行い、その内容を記録に残すことを徹底することとし、その旨をマニュアルや業務引継書等に明記することとします。
- ④ 各病院の行財担当課は、レストラン等のテナント運営事業者等と複数の課題・問題について協議・相談を行う際は、それぞれの関係性の有無を明らかにし、市民等に誤解を与えないような資料作成及び説明を行うこととし、会議を行った場合は会議録の作成を徹底することとします。
- ⑤ 行政財産使用許可の更新作業前に行われる局の管財担当課及び各病院の行財担当課の職員の情報共有・意見交換の場を活用し、更新作業に向けた取組スケジュールを確

認するなどにより、各病院の行財担当課が、遅滞なく規程等に従い使用許可開始までに行政財産使用許可を行うことを徹底することとします。

- ⑥ 局の文書担当課は、毎年、文書の取扱いに関する通知を発出し、文書の適正管理・適正処理や、やむを得ず起案日や施行日の遡りが必要な場合の理由書の添付について、周知・徹底を図ることとします。

ク 適切な事務引継の実施

光熱水費の未請求を認知した後、その対処にあたる事務の引継ぎを十分に行う必要があったものの、日々の業務の多忙さや前例踏襲の悪い側面等に起因して、本事案のような特殊な事案への対処が抜け落ちてしまい、引継ぎの徹底がなされていませんでした。このことは、一つの担当間というよりは、複数の職位の間での引継ぎに当てはまり、旧喫茶店事業者への財務処理上の調定を行っていなかったことの原因の1つが、ここにあるものと考えています。また、その前提として、異動時において、服務上、職員に義務付けられた事務の引継ぎが適正に行われていることが必要となります。これらのことを踏まえ、次のとおり対策を講じてまいります。

- ① 市民の関心が高く、市の財政に大きな影響を与えるような重要な案件は、管理職会議などを効果的に活用することで組織としての情報共有や進捗管理を行うとともに、他人任せにならないよう主として担当する組織又は管理職を定めることとします。また、異動の時期においては、当該会議等の中で、特に、管理職間での事務の引継ぎが確実に行われたかどうかの確認を行っていくこととします。
- ② 川崎市病院局企業職員服務規程に定める「事務の引継ぎ」が確実に行われるよう、内示のあった職員に対して、その具体的な取扱いを示した文書事務の手引きの写しを配布するなどし、特に「処分未了の事項」や「未着手時効」については、経過も含めて適切に引継ぎを行うよう周知・徹底を図ることとします。

ケ 議会の議案調査・事務調査への対応

総務部が中心となり、特定の担当者に任せきりにするのではなく、調査を求められている事柄に即して組織的に対応する必要がありました。

今後は、資料要望があった場合には総務部への報告、議員応接書の迅速な作成を徹底し、要望された資料が適切に提供されているかどうかを提出した当事者以外のものが確認するよう確実に取り組んでまいります。

また、資料提出の要求に迅速に応じることはもちろんのこと、提出に時間を要するものに関しては、その旨を丁寧に説明し、疑念や誤解を与えてしまうことのないように対応することが必要であると考え、今後は組織的な対応、丁寧な説明を徹底してまいります。